



ない、明々白々たる者を勾留する理由はないのです。罪を犯したる故に勾留する理由はないのです。従つて勾留の原因を擧げるのが相當なのじやないか。而も八十三條、八十二條によると、勾留の理由を開示するということがあります。尙この罪を犯したというだけで勾留をするというのでは、これは意味をなさないのであります。一體裁判所において勾留の理由を開示するということは、やはりどうも私は條文を詳細に讀まなかつたものですか、開示の原因がないように感ずるのであります。

次に勾留の期間が今度はないようであり、現行法の二ヶ月という期間が草案には取れて、期間がないようであります。勿論保釋の請求權を認め、請求があれば保釋せねばならんやうになつておりますけれども、併し八十九條の四號によると、罪證を減減する處れがある場合には、これを許さない。これは永久に續く、永久に續くという語弊がありますが、とにかく、そういう理由で、いつまでも勾留ができるということになると、今度はこれを最大限を六ヶ月とか或いは幾らというふうに決めておくことが人権尊重の上から宜しいのではないか、かようなふうにも考へるのであります。それから次に公判の審理についてあります。どうも公判の規定がはつきりしないのであります。交互訴訟の形態を取りながら、やはり依然として裁判所が訴訟を進行させる、こういうふうな恰好になつてゐるやうです。證人、關係人の尋問、被告人の供述等、いずれも裁判所が中心になつて尋問する、こういう建前です。勿論初めて當事者を尋問す

るといふことになる、相當熟練を要するとは思いますが、併し裁判所が中心になると、裁判所が證人、關係人等の尋問をするということになります。その尋問のクロス・エキザミネーションといふものが自由に行われないうことになりまして、交互訴訟ということが随分損なわれるのではないかと、殊に起訴狀一本で裁判をするといふ場合に優秀な裁判官といへども、起訴狀一本で事件を審査するといふことは不可能です。その事件の真相を知らざる裁判官が起訴狀一本で尋問を進行させるというところは困難じやないか、從來のよう

に記録といふものがあつて、刑事犯罪に關する十分な透徹した知識があつて、初めて裁判所が事件の進行というものの中心になつてやれるということになるのだらうと思つておられることも、ただ起訴狀一本で起訴して審理するということになると、むしろかしのじやないかと思つて、むしろかしの證據法の制定がなく、證據の規定が大分ありますが、これは當然證據法というものを作つて、もつとはつきりさせて、殊に陪審法でも再興することにすれば、尙必要なことになるのじやないか。現在のやうな證據の取捨判断は判事の自由なる判断による……先程來新聞紙上に投書でいろいろ論議されておりますが、要するに從來の大審院の判例によると、今日の最高裁判所において尙尙さういふ見受けておるのであります。證據の取捨判断は判事の專權に屬するから文句言つちやいかに、大抵一遍に文句を叩きつけて、これは上告の理由に何にもならぬのであります。ですから、どんな認定をされようと、どんな判断をされようと、證據

を自由に、全く、まあ勝手ではないでしょうが、勝手にされたところで文句の言ひどころがないのです。ですから證據法といふものを制定して、もう少し證據の取捨判断は判事の專權に屬するを以て文句を言つちやいかにといふやうなやり方のできないうようにした方が、いいのじやないか。

次に控訴審のことですが、控訴制度が良いか悪いか。その歴史的な過程がどうなつておるか。これらの點に關するいろいろ論議は一切省略いたしますが、少くとも世界の訴訟法の進行過程の大勢に逆行する。控訴審制度といふものは漸次擴張せられてつゝある。然るにこれを縮小した。これは如何に訴訟法の進行過程に逆行するものであります。裁判の迅速というものは誠に結構であります。しかしこれは拙速であつてはいかん。正確、確實なることを要求します。刑事事件における誤判は正義の滅亡であります。正義の滅亡は國家の滅亡であります。草案の三百八十四條に控訴の制限をしております。陪審によらない官僚的な裁判官の認定による一審を以て事實の認定をするといふことは、これは無益も甚だしいと思つて、我々は戦時中において幾多の經驗を持つております。戦時中交通の不便、經費の關係等において一審によつて事實の認定をした裁判が行われておる。その當時において誤判と思われらうな事件が統計上においても相當あつた。舊訴訟法においては從來大審院、三審においても尙且つ事實の認定、刑の量定、これに關する事實を判断し、審判をしたのであります。これは無くなつたとしても止むを得ないとしましても、控訴審における事實の

認定、刑の量定といふものが何か特殊の事情がなければできない。日本の刑法は御承知の通り刑の裁量範圍が非常に廣いのです。懲役三年以上死刑まである。刑法百九十九條の殺人については三年以上死刑である。酌量したとしても一年半から死刑までである。一年半で済むか死刑になるか重大な關係がある。これを今日例えは一遍で決めてしまふ。英國式に刑の裁量範圍が非常に少くできておれば、そう大したことはないかも知れませんが、かような非常に裁量範圍の廣い法律を持つてゐる日本刑法の下において、一審によつて刑の量定を決めてしまふ。而も日本の裁判官はピラミット式で下からだん／＼上になる程偉い人がいるのです。全部同じじやない。裁判官の資格、年齢、經驗等はみんなどこにおいても同様の人があつてゐるのじやない。下からだん／＼上になつてゐる、その下で決めてしまふといふことはどうも甚だ豫當でないのじやないか。從來大審院が三審としてすべての審判をした例も随分あり、又それによつて無罪の裁判をした例も私の長き經驗にすれば相當あります。それを今度は一審だけでやつてしまふといふことは、如何にも危険なんじやないか。決して裁判の迅速は拙速を尊ぶのじやないのですから、是非これは控訴審における審判をもう少し丁寧にして貰ひたい。殊にどうも刑事訴訟法三百八十六條によると書面審理で決定する、控訴事由がない時は控訴を棄却するといふ書面審理を許してゐる。而も決定で控訴を棄却する。これは事務的に仕事を處理する意味であらうと思つて、裁判はアルバイトでない、裁判はエトツトシヤ

イディングである。仕事をすることじやない、裁判をするのですから、事務を處理して計數の上に事務を片付けるということによつて事足りるのではないのです。單に能率の擧げるのみが裁判の仕事ではないのですから、決定を以て、書面審理によつて、公判を開かずして控訴を棄却するといふことは、憲法三十七條の趣旨にも反するのじやないか。憲法は國民に對してスピーディな公判裁判を受けることの權利を認めてゐる。而も書面による決定を以て理由がない時には控訴を棄却してしまふということに至つては、これは憲法違反ではないかという感じを持つております。それから次に上告審ですが、上告においても、大體憲法違反といふこと、判例違反といふことが上告理由になつたやうであります。判例のないやうな事件については……新しい法律のやうな場合には判例のないがある。或いは又前の判例を變更しようといふやうな場合には、上告の理由にならないのではないかと、又法律の解釋の統一はどうか、上告審において何所で行われるのか、尙、上告審においても、四百八條によつて辯論を経ないで判決で上告を棄却する。死刑でもないでもやつてしまふ。どうも亂暴じやないか、これは戦時中やつたのです。明治憲法の下においてもこれは憲法違反ではないかと私は思つてゐた。況んや新憲法の下においては、國民は公開裁判を受ける權利を持つてゐるのです。公開裁判にあらずして、書面審理で判決の宣告をしてやればよいといふなら、控訴は何所でもやつてもいい。廊下でやつても、事務室でやつてもいいといふやうなことはどうかと思つて。

それから最後に略式命令ですが、こ

かよりも考へられるのであります。

で實踐しておりますが、やはり自由人

の目的ではないか、刑事訴訟法の目的

つつ云々といふやうな、こういう文句

真直ぐ、勿論市として選挙権を制限す  
うと、どんな判断をされようと、證據  
としまして、控訴審における事實の  
ナルバイトでない、裁判はエツトシヤ  
いというようなことはどうかと思ふ。

それから最後に略式命令ですが、こ  
れは従来略式命令というものは、應急  
措置法が施行せられる前に、この略式  
命令をどうするか、どうも略式命令と  
せられたのですが、どうも略式命令と  
いうのは憲法違反じゃないか、憲法三  
十七條によつて公開裁判を求めると  
ができることになつております。如何  
にこれは本人が承諾しても、憲法十二  
條によつて放棄することのできない權  
利である。本人が承諾する時に、公開  
の法廷でなくして、刑事裁判において  
裁判を宣告するということは、憲法の  
三十七條に違反する、殊に憲法八十二  
條によれば公開を禁止することのでき  
ない場合がある。それらの關係から、  
如何に本人が承諾しておつても、略式  
命令によつて法廷を開かないで書面だ  
けで審判をするということは、憲法に  
違反するのじゃないか。尙おかしなこ  
とには起訴状には、二百五十六條の末項  
によつて豫断を生ずるような處れのある  
ような事實は却つて附けてはいかん  
といふことになつておる。起訴状一本  
で略式命令を出す。裁判所は略式命令  
を出すときには、起訴状だけで、何等の  
證據も何等の判断も附せず出すこと  
になる。起訴状に豫断を生ずる處れある  
ものは一切附けちゃいかんといふこと  
ならば附けないことと思ふ。四百六十  
三條によつて略式命令が相當でないとい  
ふときは普通の手續によつて審判  
するといふのですから、普通の裁判に  
よつて審判するので、豫断を拒くもの  
が附いておつちやいかんのですけれど  
も、豫断を拒くものが附いておつちや  
いかんといふことになると、ものによ  
つて略式命令を出すのが、出すべき材  
料、判断の基礎がないのじゃないか。

かようにも考えられるのであります。  
この點については、或るほど略式命令  
をやらぬことには事件が推察する。  
簡單なる事件について面倒な手續をやら  
ないで、簡單にするのは敢て悪い  
ことではないと思ひますが、公判を開か  
ないで書面審理によつて本人と副合  
いに片づけるというのではどうかと思  
ふ。やはり公開の法廷において、ボリ  
ス・コートとか、その他の簡易裁判手  
續を別に作つて、それによつて行つた  
らどんなものであらうか、かように考  
える次第であります。以上極めて難設  
な、極めて簡單なことでも、お分りにな  
らんかとも思ひますが、要點だけを申  
上げたのであります。これを以て私  
の話を終ります。

○委員長(伊藤修君) 公述人の方に對  
する質疑は後に一括してこれをして頂  
きます。次に自由法曹團代表辯護士青  
柳盛雄君。

○公述人(青柳盛雄君) 自由法曹團の  
代表といふ委員長のお話ですが、別に  
代表として申上げるわけではない。自  
由法曹團に所屬しておる一辯護士の私  
が考へておることを申上げるわけだ  
から、そのお積りでお願いします。  
私は學者ではありませんので、實務をや  
つておるだけの者でありまして、餘り  
學問的であるかどうかという點は、こ  
れを見る方々の御判断にお委せするよ  
り外ないと思ひますが、ただ實務家  
の中でもちよつと毛色の變つておる實  
務家であるといふ、その點で、何事か皆  
様方の御参考になれば……どういふ點  
で毛色が變つておるか、申しますと、  
私共は自由法曹團といふ名前でもつて  
おります運動が、一般的に自由人權の  
擁護といふことを、この訴訟手續の上

で實踐しておりますが、やはり自由人  
權の擁護といふ問題の起り得るケース  
は、非常に過去において数字的な犯罪  
事件、階級的な政治犯事件、具體的に  
申しますと治安維持上の違反事件、共  
産黨事件といったようなものでありま  
す。過去においては現在においてもあ  
りますのは、労働運動、農民運動、そ  
の他一般市民の大眾的な運動、そうい  
つたものが刑事事件になつて來たこと  
が非常に多いのであります。そういう  
ものを私共は一手にと申すわけではあ  
りませんが、大半のものを手がけて來  
て、そうしてその實踐の過程において  
この訴訟法の不備缺點というものをま  
ざまざと痛感して參つたわけなので  
す。従ひまして今度新らしい刑事訴訟  
法案が出ましたのに對して、私共がこ  
れを見ました場合に對して、私共がこ  
れに對して批判的な立場をとらざるを  
得ない。結論に申上げますと、この  
原案に對しては大幅に修正をして頂か  
なければならぬ、そういうことを感す  
るわけなんです。とかくこの政治  
的な犯罪は、やはり政治權力を中心  
とする闘争なんでありまして、純法  
律的といふか、何ら政治的な意圖  
をそこに含まないで事件が處理される  
といふことではないのであります。勢  
いそれは一つのイデオロギーと一つの  
イデオロギーの闘争といふ形にもなつ  
て參る。従つて刑事訴訟手續の刑罰を  
取る階級的な彈壓といふ性質をその中  
に持つておるわけなんです。従  
ひまして、この階級的な彈壓といふ  
ものは、勢い自由人權に對して抑壓が強  
化されることになるわけでありまし  
て、こういうものを徹底的に防止する  
といふことが、やはりこの刑事訴訟法

の目的ではないか、刑事訴訟法の目的  
はいろいろあるように、この草案の第  
一條に書いてござりますが、私共をし  
て言わしめるならば、刑事訴訟法の唯  
一の目的は、自由人權の擁護、要する  
に人民の持つておる基本的な人權を如  
何にしたならば擁護できるかというこ  
と、それだけが唯一の使命ではないか  
と思ふのであります。その他に例え  
公共の福祉を維持しなければならぬ  
といふようなことが書いてございま  
すが、公共の福祉といふものは、自由  
人權と何か對立した觀念であるかど  
うか、これはとかく對立的にお考へにな  
る危険性があるのじゃないかと思ひま  
すが、公共の福祉と自由人權、基本的  
人權といふものは對立するやうな考  
方は、これはおかしいのでありまし  
て、やはり若しこれを對立するやうに  
考へるとすれば、公共の福祉の名にお  
いて、一種の全體主義的な目的を追求  
するといふことになつておるものであ  
ります。個人主義を本質とするところ  
に、公共の福祉と人權といふものとを  
考へるとするならば、それは民主主義  
そのものの自殺といふか、否認とい  
ふことになつておるものであります。  
従ひまして俗に、あまり自由人權を保護  
するといふと、國家の治安が保てな  
い、公共の福祉が維持できないとい  
ふやうな、二律背反的なもの考へ方を  
するものの中には、やはり私は民主主  
義的なもの考へ方を徹底的に追究し  
ていないといふ不備が現れておるの  
ではないか、そういうふうにお考へるの  
であります。従ひまして、この訴訟法の  
草案の第一條からして、既に公共の福  
祉を維持し、基本的人權の保障をなし

つ云々といふような、こういう文句  
自體が非常に不徹底であり、憲法の十  
二條には、非常に公共の福祉の點と基  
本的人權といふものが、何ら接觸して  
いないように讀めるのであります。こ  
の三條に行くと、公共の福祉に  
反しない限りこれを制限しないとい  
ふような言葉を使つておられて、何  
かそこに憲法の三條の趣旨と相似た二律背  
反的な考へ方を含まれておるやうな  
疑いがあると思つて、遺憾に思つてお  
るのであります。そういう趣旨で私  
はこの刑事訴訟法案といふものを考  
えて頂きたい、そう考へるのでありま  
す。これは決して一種のイデオロギー  
を持つておるやうな考へ方ではないので  
あります。最近頻りに申すやうな労働運  
動や農民運動が、一般的に破産犯罪の  
罪名と同じやうな業務妨害罪とか住宅  
侵入罪とか暴力行為取締法とか傷害罪  
とかといふやうな、一般破産的な罪  
名によつて起訴されておられるが、そ  
うしてそういう事實が認められて有罪  
になつた者もありません、無罪になつ  
た者もありませんが、そういうものが結  
局は非常に軽い罰金とか執行猶豫にな  
つておるといふ事實。こういうものか  
ら見ましても、その運動自體が單なる  
一般破産犯罪といふものとは違つ  
ておること。而もこれに對して刑事訴  
訟法が適用され刑罰が科せられるとい  
ふこと。そういうところから、やはり階  
級闘争といふものが、資本家や地主と  
労働者、農民との争ひごとといふもの  
が、とかく犯罪に作り上げられる可  
能性がある。その際にやはり自由人權と  
いふものが、非常に普通の一般的な犯罪  
以上に政治的な意圖がそこに加えられ

るために、取扱いが苛酷になるという  
ことを、私共はいろいろの事件を通じて  
感ずるのであります。感ずるといふ  
よりも、それをまざ〜と見ておるわ  
けなんであります。

そこで一番問題になるのは、どうい  
うところが申しますと、やはり何と  
いいたしても、自由の束縛という點で  
あります。被告人或いは被疑者の自由  
を束縛するといふ點、即ちこれを他の  
法律の言葉でいいますと、そこに書い  
てあります勾引とか逮捕につきまし  
ては、五十八條の規定に非常に簡単に  
今度はなつておるようであります。併  
し従来の法律でも、再度の召喚をし  
ても應じないような場合にはやつてもよ  
いといふふうになつておるにも拘わら  
ず、今度は、再度の召喚というよう  
なことは除外してしまつております。そ  
れから命令に應じないとか或いは應じ  
ない處れがあるときにはできるとなつ  
ておりますけれども、これは勾引状を  
非常に濫発する危険性をそこに持つて  
おると思つてあります。であります  
から、これは、やはり従来と大體同趣  
旨或いはそれ以上に進んで住居不定の  
場合、再度の召喚にも應じないような  
場合、或いははつきりと逃亡した場  
合、こういう場合に限るべきではない  
かと、いろいろ考へるわけでありま  
す。そうしませんと、勾引状が非常に  
濫発される。それから勾引した被告人  
は、二十四時間留め置くことができ  
る。勾留のない場合には釋放できると  
いうことに五十二條になつております  
けれども、二十四時間留め置くといふこ  
とは、無用に長く自由を抑制すること  
になるのであります。普通の場合こ

れは十二時間留度でよろしい。即ち一  
時留置場の中に留めないでも十分こと  
が足りると私共は考へるわけでありま  
す。でありますから、これはやはり十  
二時間留度に減縮すべきものであると  
思つてあります。それから勾引につ  
いては、これは起訴された被告のこと  
であります。起訴前の被疑者の逮捕、  
この逮捕状の濫発といふことは實  
に恐るべきものであります。従来  
は、ちよつと來いで引張られたが今度は  
正式の逮捕状であるのだ。正式の逮捕  
状、非常に結構であります。單なる  
形式に流れて、十分に逮捕状によらな  
るに取調のできる被疑者を直ちに逮  
捕状によつて連れて來る、逮捕状の効  
果は、二十四時間留置に留め置き、更  
に四十八時間留置に留め置き、更に二  
十四時間留置に留め置き、即ちまる  
三日留め置くところの效力を持つたも  
のでありますから、こういうものが濫  
發されるということになりますと、ち  
よつとした嫌疑で直ぐ引張られる。而  
もこれは非常に形式的に、罪を犯したこ  
とを疑うに足る相當の理由で、先程宮  
城氏も言われたような、極めて抽象的  
な勾留原因と同じ理由で逮捕状が出  
るわけなんであります。であります  
から、このような逮捕状によつて直  
ちに逮捕されるというところは、逮捕状を  
濫発する處れがありますから、これは  
徹底的に條件を附けなければならぬ。  
これはいろいろの例を申上げるとよく  
分りますが、これは省略いたします。

それから現行犯逮捕の場合、これは  
もう現行犯でありますから、逮捕状に  
よらないのは勿論であります。けれど  
も、被疑者を非常に暴力を行使して逮  
捕するといふことが横行しておるの  
であります。直ちにピストルを發射し  
て、怪我をさせる。或いは場合によつ  
ては、射殺するといふようなことまで  
許されておるようなこと、それから餘  
り大した抵抗もないのに拘わらず、  
警棒で頭を殴つて、血を出させるとい  
つたようなこと、このようならん程に  
は、やはり現行犯逮捕を許したからと  
いつて、決して當然に合理化されるも  
のではないのであります。従来、こ  
ういふものに對して、嚴重な制限規定、設  
けるべきではないか。尚、些細なこと  
のようであります。逮捕をする警官  
が、一般民間人の協力を求める警官  
普通の政治的で、或いは破産形でない  
者を泥棒とか、詐欺とか強盗とかい  
うような呼聲を立てて、追つかけて、彌  
次馬といふますが、彌次馬共にリンチ  
を加えさせるといふような、そういう  
事實があつても、こつちでもあるので  
あります。これは想像ではありませ  
ん。でありますから、こういう虚偽の  
浮説といふものが、虚偽の連呼をし  
て、一般人民の懲罰を誘致するとい  
うようなことは、これは嚴重にやはり禁  
止させるような規定が必要ではない  
か。勾引、逮捕については、このくら  
いにいたして置きます。

その次に勾留のことについて、これ  
は先程、宮城さんからもおつしやいま  
したか、勾留原因が非常に不徹底であ  
るといふ點、これはお説の通りであり  
まして、これはいろいろの點からや  
つて見ますと、起訴前の勾留、即ち検事  
獨自にやる、俗に言う検事勾留であり  
ます。検事が身柄を引受けてから、今  
度の規定では、十日から更に又十日の  
範囲、即ち最大限二十日まで留め置く  
ことができる。その間に検事は、あ

らゆる證據の放棄などに努力できるわ  
けであります。この勾留原因なるもの  
は、何も別に規定はないのでありま  
す。検事は、勾留を必要とするとき  
に、これを請求する。判事は必要を認  
められないときに限つて出さなくても  
よい。これは必要と認める認めない、  
何ら條件がないのであります。判  
事の方では、殆んどこれは九呑みにし  
てやつてしまふのであります。検  
事の方で勾留を必要と認めるというよ  
うな、こんな抽象的な形でなしに、や  
はりこれに條件を設けて、たとえ十日  
間を拘束するといふ、人民を拘束する  
といふようなことのないように、配  
置が必要であると私共は考へるのであり  
ます。起訴後の勾留については、先程の  
公述人のおつしやつたと同じでありま  
すが、やはり住居不定とか、逃亡の虞  
れとかいろいろの限るべきではない  
か。これは證據隠滅の處れがあるとき  
を入れるか入れないか。これは後の保  
釋のときと關連して重要であります  
が、大體十日乃至二十日の間に檢事は  
證據収集をいたしまして、起訴するの  
でありますから、その後になつて、證  
據を集めるというふうなことは、今ま  
の例では殆んどなかつた。とにかく  
檢事の取調の過程において、大體の  
證據は集まつてしまつておる。だから  
こそ起訴するのであります。その  
後になつて證據を隠滅する處れがある  
といふようなことは、これはやはり被  
告人が自白をしない。或いはすでに自  
白をしていても、公判廷で以  
て、その自白を又覆すかも知れない。  
だから、とにかく公判を開いて、事實  
審理をして、自白をしたから、それで

保釋にするといふのが實例になつてい  
る。これはいわゆる證據隠滅の處れと  
いうことを合理化する唯一の根據だと  
思ひます。新憲法の下においては、自  
白といふものだけでは證據とすることは  
できないのであります。従いまし  
て、この自白をただ強要するといふよ  
うな意味であるだけの理由で、證據隠  
滅といふようなことを勾留原因の中  
に入れるといふことは、これはやはり人  
權蹂躪だと思つてあります。で、私  
はやはり、これは證據隠滅の處れがあ  
るといふことは、勾留原因の中に入れ  
るべきではなく、住居不定とか、逃げ  
るとか、唯一の根據は、逃げることに  
逃げられたらどうにもならないから、  
逃げる處れがないときは、勾留する必  
要は絶対にないと言つていいんじやな  
いか。殊に今度は、公判開廷に至るま  
では、證據といふものが公判廷に出て  
いないから、一體どういふ證據が隠滅  
されるか、されないか。殆んど一件記  
録といふものは、判事の手にないか  
ら、保釋の理由にならない、従つて……  
保釋の方へ飛んでしまつたようであ  
ります。勾留原因の中へ證據隠滅とい  
うものを絶対入れるべきでないと思  
ひます。それから勾留原因に、やはり  
罪を犯したことを疑うに足る相當の理  
由といふことありますから、勾留の  
取消といふようなことも事實上できな  
いことになつておる。現在も殆んど勾  
留取消といふことは行われていない。  
この分では恐らく今後も行われな  
い。唯一のよりどころは保釋だけであ  
るといふふうになるわけでありま  
す。この保釋については、やはり證據隠滅  
といふやつが一本附いて來る。八十九  
條の第四號ですが、この證據隠滅の處

れがあるときといふやつは、これは實

ますが、これは戦争中の考え方、辯護

て、特殊の弊害があるかといふことか

いたといふだけの目的で控訴する、

審の場合に、その一件記録を持つて行

になるのでありまして、普通の場合に

捕するといふことが横行してあるので

ことができる。その間に検事は、あ

審理をして、自由をしたから、それで

條の第四號ですが、この證據隠滅の虞

れがあるときというやつは、これは實  
際重大でありまして、これで逃げられ  
たら、保釋は殆んど不可能、一審判決  
があるまで、即ち一審の終結に至るま  
では、これは證據隠滅といふことにな  
つてしまふ、檢事がどんな證據を集め  
て来るか分らないのに、それで、もう  
これで大丈夫、出捕つたといふなら  
の根據がないから、これを食つつけて  
おいて、保釋をしなければならんとい  
うように、義務的に保釋を認めて  
この規定が完全に死んでしまふ。私は  
これを恐れているのであります。これは  
絶対に削除しなければならんと思  
います。勾留原因の附示の點が不徹底で  
ある。これはただ起訴事實だけを述べて、  
それでO.K.といふものでない。やはり  
勾留原因として、逃亡の虞れがある  
か、そういうことを勾留原因附示の  
場合には、檢事の側においてはつきり  
釋明し、裁判所もそれについて、附示  
を行うといつたようなことをなさな  
ければ、勾留原因附示は全くのこれは  
單純なことになる。大體二ヶ月内に起  
訴狀の謄本を送達されることになつて  
おるから、大體起訴狀の謄本さえ送ら  
れば、勾留原因附示の申立をしただ  
ころで、その起訴狀において、お前を  
留めておるといふことを聞くだけのこ  
とでは意味がない。従つて留めておく  
という、もつと外の理由をはつきりさ  
せるようなことをしなければならん。  
そのために、先程言つた勾留原因を  
はつきりと法律で規定しておく必要が  
ある。

ますが、これは戦争中の考え方、辯護  
人を制限するといふこと、これは戦争  
中の官儀的、獨善的な考え方から來て  
いる。要するにうるさいものであると  
いう考え方から出ておると思ひます。  
それから國の費用で選ぶ辯護人は、こ  
れはやはり被告人に或る程度の選擇權  
を認めなければならん。被告人にお  
いて信賴できない辯護人だつたら、これ  
をやめてもらうといふやうな、やはり  
或る程度の忌避權といふやうな、外の  
人に變えてもらうといふ忌避を出す權  
限をやはり保障してもらわなければ、  
從來の官選辯護人の例で見るとやうな  
ことでは、本當に形式に流れてしまふ虞  
れがあると思ひます。それから辯護人  
を選任する權利を、被告その他家族、  
親族の者に制限しておるやうでありま  
すが、これは何らそういう制限を設け  
るべきものでない。國民一般誰でも、  
勾留原因附示の申立をするのであり  
と同様に、辯護人選任の權利がある  
ことによつて、非常に先程の、國の費  
用で選ぶ辯護人の不徹底な點も、これ  
でカバーできるのぢやないか。このや  
うな點、若しくは被告人の方で他人が  
附けた人に不服の場合には、勿論釋任  
する自由があるのでありますから、一  
向に差支えないと私は考へるのであり  
ます。

て、特殊の弊害があるかといふことか  
ら、まづ考へてみたかつたのでありま  
す。ところが特殊の弊害は殆んど認め  
られない。先に想像のできる弊害の方  
から、その理由にならないことを申上  
げて、それから本質的に必要である理  
由、それはもつと從來も必要であるから  
こそあつたのでありますから、その方  
は簡単に觸れるといたしまして、悪い  
理由として考へられることは、證據が  
散逸してしまつておるから、或いは證  
據の力、證據力が薄弱になつておるか  
ら、といふのは、もう控訴審になりま  
すと、相當時間がたつたら、そのやうな  
ておるときに一番と同じやうなやり方  
の覆審をするといふことは、意味がな  
いのぢやないかといふことが、一つの論  
據になると思ひるのであります。けれど  
も、現在までの實績から言つて、果し  
て事實の認定その他について、控訴審  
の方が眞相の發見について不備である  
かといふことを考へてみます。決して  
てそやうではないのであります。いろい  
ろの點で控訴審の方が、より一審より  
も事實の眞相といふものに透徹する可  
能性が強いし、判斷も妥當であるとい  
うことを私は感ずるわけなのであり  
ます。でありますから、そういう點で  
のやめる理由は一つもない。それから  
覆審制度にすれば、とかく濫用でもさ  
れはしないか。控訴といふものを濫用  
しはしないかといふことではあります  
が、これは濫用といふことになれば今  
まででも、それでは濫用されてきたか  
といふことになるわけでありまして、  
と、別に覆審制度のために濫用され  
ていたといふことを、私は考へる  
ことはできないのであります。刑の執  
行を延期する目的で、何時までも外に

いたといふだけの目的で控訴する、  
實際有罪で、刑も大して負からな  
いといふやうな見通しもありながら、やる  
といふやうな點、そういう點は覆審で  
あつたために、特にそやうだといふこと  
は考へられないのであります。續審で  
あつても、それは同じであります。た  
だ迅速に處理するといふことは、こ  
れはやはり憲法第三十七條に書いてあ  
るために、迅速にやるべきことが被告人の  
自由人權を擁護する所以であるとい  
ふやうなこじつけといふか、私どもか  
ら言つると、これはこじつけと解釋せざ  
るを得ないのであります。迅速にやる  
といふことは、無罪になるかも知れ  
ない者を、何時までも擱置らして引張  
つておいて、不安定な状態に置くとい  
ふことではないかといふので、やば  
り早いところ勝負をつけて、刑務所に  
送るといふ、そういうことは自由人權  
を擁護するといふ點から見ますと、  
迅速な公平な裁判といふことにはなら  
ない。この迅速にやるといふことは、  
私どもは憲法第三十七條に人民の權利  
として保障するものである限りにお  
いては良い、これと對立するといふ考  
え方から、早く處罰してしまふ、早く片  
付けてしまふといふ、そういう觀點の  
迅速ではないといふことを考へるので  
ありまして、早くやるといふことは決  
して被告人の利益にはならない、自由  
人權の擁護にはならないといふことを  
考へるのであります。これは又日本の  
實情から言つても、そやうだと思ひ  
ます。それから一つ考へられる反對理  
論は、一件記録といふものが、もう一  
審ですつかり裁判所の手許にできてし  
まう。これは續審ならばそのまま持つ  
て行つても不思議はないけれども、覆

審の場合に、その一件記録を持つて行  
つたのでは、一審とは又違つた色合  
いのものでできてしまふ。一種の覆審を  
そこに二審の裁判官に抱かせるのでは  
ないかといふ點、これはちよつと一理  
あるやうに見えます。これは私の考へか  
ら申しますと、やはり民事訴訟なんか  
の場合、あれは續審ではあります。が、  
やはり直接證據等の取調を行なつてお  
ります。あれは一件記録が附いて行つ  
て、民事訴訟では、又證據の取調をや  
つておるわけで、或る程度の豫斷が抱  
かれるといふば抱かれておるのであり  
ますが、一審判決がすでにあつたとい  
ふこと自體がもう豫斷といふやうな問  
題は解消しておるものではないか。と  
にかく裁判所はもう少く一審判決を審  
査するといふ點で覆審にすべきもので  
ある。續審ではないかといふ、覆審になら  
なければならぬかといふと、民事訴訟  
では、被告人が法廷に出られなけれ  
ば、これは代理人、辯護人が代理人の  
やうな形で出て、代辯をする、民事訴  
訟などでは、これはもう覆審も續審も  
大した違いはないのであります。けれど  
も、被告人が必ずその法廷に出頭し  
て、自己の利益のために、發言する機  
會、或いは防禦の方法を講ずる機會が  
與えられなければならないといふ刑事  
訴訟の取調から言ふならば、これは上  
告審を少しモディファイしたやうな、  
むしろ昔の上告審のやうな控訴審をや  
めてしまふといふやうなことで、こ  
れは意味がないやうなもので、又一  
件は記録が附いたままでよろしいか  
ら、現在のままの控訴審とよく似てお  
ると言ひますが、そういう形で保持さ  
れるべきものだと私は思ひるのでありま







罰し得ないというよりな制度にするこ  
とが、果して適當であるかという點を  
反省したいと思つておられます。

尙小さい點について若干申上げます  
と、第一に有罪判決の表目だけを示す  
という事になつておられますが、これ  
は有能なる立派な裁判官にとつて固  
よりこれでは結構なものでありますが、多  
数の裁判官を使わなければならないこ  
の近代國家の制度の下におきまし  
て、必ずしもすべての裁判官に有能な  
る人を期待することはできないと思つ  
ておられます。その意味では、表目だ  
けでいいという制度によりますとい  
うと、得て裁判官の専断を招く虞れがな  
かるるかという點を心配するのであり  
ます。次に保釋を許さない理由、保釋  
の障礙となる理由として、逃亡の虞れ  
といふことが入つておられますが、こ  
れは逃亡の虞れある場合には保釋を許  
さない理由になるというふうに変更を  
頂くことを希望する者であります。現  
に保釋中に逃亡する人間は相當多の  
であります。殊に最近強盜のような  
極めて社會の治安に有害な犯人が保釋  
中に逃亡するという事實が相當にある  
のであります。これらの點は治安の  
上から考へますと、逃亡の虞れとい  
ふ點を是非加へたいと欲する者であり  
ます。

それから、この點は一回法案を  
見ただけありますので、或いは見落  
しがあるかも知れませんが、女子の  
身體についての搜索につきまして、百  
十五條は搜索状による場合だけを規定  
してありまして、公判廷において行  
うことになつておられます。こ  
れは百六條の半面解雇からなるよ

うに存するのでありますが、これは公  
判廷にも及ぼすのが相當である、實際  
は餘り問題がないのでありませしよ  
うが、併し公判廷と申しましたも、必ず  
しも多数の關係人が在廷するとは限り  
ませんので、女子の身體搜索につきま  
しては公判廷においても成年の女子を  
立會わしめるというよりな現行法のよ  
うな規定が、やはりあつた方がよいよ  
うに思つておられます。

次に辯護制度の中、これは辯護士  
の職にある方は恐らく見る點が違つ  
て思つておられますが、私と雖もいつ  
何時辯護士の職に就かないとも限らな  
いのであります。決して現在の自分  
の職を理由として申すわけではないの  
であります。裁判の迅速なる進行の  
ためには、多数の辯護人が重複した辯  
論をするといふことについては、反省  
を要する必要があると思つてあり  
ます。代表辯護制といふものを設け  
たいと思つておられます。更に辯護人  
といふことが本法案において定められて  
おりますが、辯護そのものについては  
代表辯論といふような形になつてお  
りませんので、これは、こゝろに  
改め、こゝろに點を新たに規定して頂  
きたいように思つておられます。

次に公判廷における發問の順序であ  
りますが、この發問の順序の變更につ  
きまして、三百四條三項によりま  
す。一、檢察官、被告人又は辯護人とな  
つておられます。即ち「又は」となつてお  
ります。發問の順序の變更については  
「又は」ではなく、双方の意見を聞くよ  
うにした方が適當ではないかと思つて  
おられます。

それから先程來る「御意見のあ  
つた點について附加いたしますと、檢

察官の控訴について民主的な制限が必  
要ではないかという御意見がございま  
した。これにつきまして別に檢察官  
彈劾の途等も設けられておられます。行  
政監督を促すといふような途もあ  
るものでありますから、この程度を以て  
足るのではないかと私共は存じてお  
ります。

それから未決拘禁につきまして、勾  
留の期間更新であります。これにつき  
ましては、従來期間更新は、期間が定  
められておつて、一定の期間が経ちま  
すと更新を發表するといふやり方であ  
りました。この度は期間が全然定め  
ないようになつておられます。御承知  
が、これは原案に賛成であります。と  
申しますのは、決して被告人を蓋りに  
長く拘禁することに賛成なわけではな  
いのであります。従來勾留期間を二ヶ  
月なり一ヶ月に限りまして更新する  
のはたゞ形式的に紙一枚に署名する  
といふだけで更新される。それは非常  
に良心的な裁判官が一々その場合に反省  
するといふこともありません。御承  
知が、得てその點につきましては形式  
一踏張で「更新して行く傾きが見  
られたように思つておられます。若し  
そうだとするならば、強いて期間の制  
限を置かなくても、同様な結果になる  
のではないかと思つておられます。更新を許さ  
ないという制度ならこれも肯けるので  
あります。更新を許すことは、むしろ  
原案の如く勾留の期間といふことを定  
めずに、裁判所の良心によつてこれを  
最少限度の勾留にと終らしむるよ  
うにすることが適當のよりに思つてお  
られます。むしろ形式的な従來の規定を  
改めて、實質的に従うよになつた

いふ點は、原案に賛成したいと思つて  
おられます。これと似た制度といは  
しましては、原案では審理手續の更新に  
つきまして、現行法が十五日以上引續  
いて開廷しなかつた場合に審理を更新  
するといふことになつておる規定を廢  
めたよりであります。これ等も私は  
賛成したいと思つておられます。審理更新とい  
ふことは何人も訴訟手續の経験のある  
人には分つておられます。實際、  
法の命するよりな意味の審理更新が行  
われたのを殆んど見たことがないので  
あります。審理更新といふのは名の  
みであつて、ただ従來通り相違ありま  
せんかと言つただけで済まされる  
のであります。御承知の如く十五日以上  
開廷せざりし場合に審理を更新する  
といふのは、裁判官の記憶をフレッ  
シユにするといふことと理由によつて従  
來説明されておりましたが、そのために  
審理を大體において元からやり直さ  
なければ審理更新の意味はないのであ  
ります。然るに單に訴訟關係に異議な  
いといふような形で以て審理更新の手續  
をやつたこととしておられる。これは法律  
の上にとだ定められておることを、最  
も法律を守らなければならぬ裁判官の  
經過において、却つて守つていないこ  
とになるので、守れない法を作るより  
は、むしろ守れる法を作るがよいとい  
う意味において、これ等も審理更新に  
ついて十五日の不開廷といふことを問  
題にしなかつた原案がよいように存じ  
ます。それから控訴審を縮小したとい  
ふ點につきましては、先程鳥さんから  
もお話がございましたように、懲罰不  
當が三百八十一條により、事實誤認が  
三百八十二條によつてこれを理由とし  
て控訴を認められておられます。控訴を

眞にする必要のあるものは大體これ  
で賄い得るよりに存せられます。大した  
理由がないのに控訴して行くのではな  
くして、眞に懲罰不當であるとか、事  
實誤認であるといふことを理由になし  
得るといふような場合において、これ  
を認めた方がよいのではないかと存  
するものであります。この點、原案に賛成  
するわけでありまして、それから審理  
理についての問題であります。これ  
も或る強口頭辯論主義を徹底させると  
いふ點から見まして、審理を徹底せ  
るよりにしたといふ點には御異論があ  
ると思つておられますが、併し實質上  
の問題として、餘りに明白な形式的な  
理由で以てかかれておる場合に、これ  
を尙口頭辯論を開かなければならんとい  
ふよりにまで徹底しなくてもいいの  
ではないか。即ち原案の程度であれば大  
體足るのではないかと思つてあり  
ます。

次に略式命令の點でございますが、  
これは現行法においても問題があり異  
論のある點でございますが、これは本  
人が公開裁判を受ける権利を擁護する  
といふのはおかしといふ議論も至極  
御尤もであります。併し實際は被告  
人が正式裁判を受けるということが却  
つて辛いから、略式命令で簡単に済  
まして貰いたい、殊に法廷に出て被告人  
として顔をさらしたくないといふよ  
うな理由によつて、略式命令でせらる  
ことを希望する場合も相當あるやに聞  
いておられます。そういう點から見ま  
すと、自由なる拋棄であるならば抛棄も  
亦これを認め宜いのではないか。必  
らずしも公開裁判を開かなくても宜い  
のではないかと思つておられます。た  
だ起訴状だけで、外に書類がなくとも

御意見のあつた點について附加いたしますと、檢

察官の控訴について民主的な制限が必  
要ではないかという御意見がございま  
した。これにつきまして別に檢察官  
彈劾の途等も設けられておられます。行  
政監督を促すといふような途もあ  
るものでありますから、この程度を以て  
足るのではないかと私共は存じてお  
ります。





を受ける時に始めてその権利を取得するの、私はまだどうもそこがはつきり分らないのでありますが、ただ一應こういうことを私は考えております。即ち起訴前に、公訴の提起前におきましては、被告人を逮捕して検察官が一顧これを取調をする場合、この場合には既に被疑者たる身分を取得するものと考えます。従つて憲法上の権利をこの被疑者に告知しなければならぬ、こう考えております。又公訴提起後においては、當然これは被告人でありま

すから、その如何なる段階におけるかを問わず、被告人としての憲法上の権利を持つものではなからうか、従つてその憲法上の権利を告知しなければならぬものではなからうかと、こう考へるのであります。その参考としましては、やはり英米のものでありまして、御存じの通り英米におきましては、日本の裁判官即ち拘留状を發したる逮捕状を發する権限をもつておる裁判官に相當し、豫備審問官が逮捕状を發する権限をもつておる。又逮捕状でなく召喚状を發する権限も持つておられますが、いはゆる被疑者が召喚状を受け、或は逮捕状によつてこの審問官の前まで引致された場合には、その時から憲法上の被疑者としての権利を取得する、従つて豫備審問官は憲法上の権利を被告人に告知しなければいけない。こういうことになつておるわけ

です。そういうところと比較いたしまして、私はこの刑事訴訟法の規定にまだまださういふ點においての不備があるように考えられるのであります。まだ細かい點については申上げるところもございませうけれども、時間も切迫し

ておるようでありませうから、これだけにして、後は御質問があつたときにお答えいたします。

○委員長(伊藤修君) 次に明治大學教授坂本英雄君。

○公述人(坂本英雄君) この改正になりました法律案を、現行法と先ず大局的に比較して見ますと、一番多く改正されておられますのは、犯罪捜査の部分でございます。これは五十八ヶ條の中三十三ヶ條が改正されておるといふふうな大幅に改まつておるところ、大體の中三ヶ條ばかり、これも非常に大幅に改まつておられます。それからこの控訴審の部分、これは、やはり三十二ヶ條の中二十三ヶ條改まつておるといふふうな合で、草案をこの大局から見ますと、犯罪捜査、並びに公判手續、控訴審、この三つの箇所に大いに検討を加えなければならぬ部分があるかのように察します。その他、私の研究したところを御参考までに發表いたしましたと思ひます。

先ず第一に辯護及び補佐というところでございませうが、新法草案によりまして、辯護人選任形式の條文がこれに取れております。舊法には、御承知の通り現行法に四十二條という條文があります。辯護人は被告人と連署したる書面を裁判所に提出しなければ辯護人として適正な資格がないということになつておられますが、改正法には選任形式の條文が取れておられますが、これは、やはり入れて置かないと、工合が悪いではないかというふうに思ふのでございませう。裁判所の召喚状の送達を

する場合もありませうし、いろ／＼な現状から、實地檢査に立會する場合がありませう。そういうときに辯護人の届出が出ておられませんか、裁判所は如何なる連絡をするのかという點につきまして、非常工合が悪いのではないかと、かように思ふのであります。

それから次は逐條的に申し上げますと四十條に相成ります。四十條には「辯護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に關する書類及び證據物を閲覧し、且つ謄寫することができ、裁判長の許可を受けなければならぬ。」かよふになつておられます。つまり辯護人は公訴の提起後におきまして、初めて訴訟に關する書類及び證據物を閲覧、謄寫できるといふことになつておられますが、辯護人は公訴提起前に選任され得るのではない。公訴提起前にも、苟くも被疑者たるの身分上犯罪が表現的現象として現われれば以上は、辯護人はそこに選任される、活動する餘地がありません。拘わらず、四十條によりまして、訴訟に關する書類、證據物の閲覧、謄寫といふふうなものは、公訴の提起がないと、辯護人にはその後の活動する権限がないといふふうになつておられますが、これは甚だ私は面白くないと思ひます。むしろ公訴提起前でも、苟くも表現的犯罪現象として、つまり被疑者といふ身分が現われた以上は、而して被疑者に對して辯護人が附いた以上は、辯護人は書類及び證據物の閲覧謄寫に關する何らかの権限を與えなければ、これはその辯護人としての被告人の権利の擁護ということが十分に行われぬ。こ

れは現在でも應急措置法がございまして、被疑者につきましては、辯護人が選任できまして、活動いたしておられますが、被疑者自體の辯護人の活動といふものは、何を一體やつておられますかといふと、何にもやつておられない。これは警察に參りまして、被疑者に面會するだけ、さうして悪く言いますれば御機嫌を伺うだけといふことで、何ら法的な被告人の自由權の擁護、権利の擁護といふような面的法的に根據がないからできないといふ現状に相成つておられます。改正法もやはり現行法と同じ形を取つておられますが、これは公訴の提起前でもやはり被疑者から辯護を依頼された以上は、つまり辯護權の行使のできる以上は、訴訟に關する書類及び證據物の閲覧、謄寫といふものを、或る制限は設けてもこれはいたし方ないと思ひますが、この特定の制限の下にやはり許與することが望ましいのではないかと思ふのであります。

それからつと飛びまして、六十條でございませうが、これは先程來いろいろの公述人の方から問題になつておられますが、私もやはりこの拘留原因を、草案は「罪を犯したことを疑ふに足りる相當な理由」といふ極めて抽象的な、さつぱりなるところに拘留原因を求め来たことは大いに研究する必要がありますと思ひます。現行法は御承知の通り、被告人に定まつた住所がない場合、罪證を湮滅する虞れがある場合、逃亡したるとき、又は逃亡する虞れがある場合の三ヶ條入れておられます。これは、やはり拘留といふことは、極めて、人權擁護の問題におきましては基本的な問題でございませうから、やはり抽象的な「罪を犯したことを疑ふに足りる相當な理由」といふより具体的な理由を以て、やはり具體的に拘留の原因といふものを定めなければ、人權の擁護といふものは私に理想的に行われぬと思ひます。尤も罪證を湮滅する虞れのあるとき、これを拘留の原因に入れるか、入れないかといふことにつきましては、私も先程來の公述人の諸氏と同様、これを入れるのは反對であります。これは被告人は自己の被告事件については證據を湮滅いたしましたも、刑法は犯罪にいたしておらないものを訴訟法において拘留原因にするといふことは、これは甚だ矛盾ではないかと思ふ。でありますから、罪證湮滅といふものを拘留原因にすることは削除しなければならぬと思ひますが、ともかくも拘留原因は特定せなければならぬといふことを痛切に感じておられます。

その次には、七十三條の三項というところがございます。これは檢察官が引状、拘留状を執行する場合でございませうが、「引状又は拘留状を所持しない場合においても、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に對し公訴事實の要旨及び令狀が發せられて居る旨を告げて、その執行をすることができ、」この「さういふふうなことに」なつておられますが、さういふ實際の上におきましては、さういふ例外的規定が原則に動き掛けるといふふうな場合が往々にしてある。立法のときには例外として認めていたのを、實際の運用になりますと、例外が原則に立ち戻つてしまつて、これに對してそれがこの人權の擁護に支障を來すといふふうな場合が非常に私に

多ハのではなハかと考えられる。であ

多ハのではなハかと考えられる。であ 勾留されております者から見ればやは するの、立會う機會を與えるのが原 が、甚だ私は體裁が悪いと思ふ。體裁 れが無罪の證據になるといふ場合が澤

もございませうけれども、時間も切迫し

ございませう。裁判所の召喚状の送達を

と申すことが十分に行われぬ。こ

ら、やはり抽象的な「罪を犯したと

を来すというふうな場合が非常に私

多いのではないかと考えられる。であ  
りますから、勾引状を所持しない場  
合においても、急速を要するときに執  
行できないというところは、これは甚だ  
苛酷であるかも知れませんが、急速  
を要する場合におきましては、勾引状  
又は勾留状がなくても裁判所が執行す  
ることは許してもよいと思いますが、  
この場合におきましては、尙その後の  
處置を厳格にいたしまして、若し直ち  
に令状の發布がないような場合におい  
ては、釋放をしなければならぬとい  
うことは當然のことでありまして、  
さような保障的な條文をやはり裏書き  
して置くということが、憲法の精神に  
副うのではないかと、かように思うので  
あります。

それから、その次はこの九十一條で  
ございませうが、これによりまして、  
勾留による拘禁が不当に長くなつたと  
きは、裁判所では訴訟關係人の請求又  
は職權で勾留を取消し、或いは保釋を  
しなければならぬ、こういうことにな  
つておりますが、その拘禁が不当に  
長くなつたか否かというところは、  
如何を標準にして決めるのかというこ  
とになります。これは甚だ厄介な問  
題であると思ひます。で、これを私  
は、先程植松氏から反對論がありまし  
たが、やはり勾留期間というものを現  
行法と同様に一應設定して置くべきも  
のではないかと申す。植松氏の意見に  
よりますと、勾留期間を二月、後一  
ヶ月の更新を決めて置いても、それが  
形式に流れて、勾留更新を繰返される  
ことによつて實益がない、その實益が  
ないから、むしろさような形式的なもの  
は改めた方がよいのではないかと、さ  
ういふ御意見でございませうが、その

勾留されております者から見ればやは  
り何と言ひますか、期間の定めのある  
方が希望が持てると思ふ。いつ解放に  
なるやら分らないというふうな希望の  
ないものよりも二月月なら二月月、一  
ヶ月なら一ヶ月という、そこに被告人  
に希望を持たせることが、刑事政策的  
に見ましても、被告人の改過遷善を促  
進させるという原因になるので、この  
意味におきまして、私はやはり勾留期  
間というものを一應設定して、その基  
準に従つて、果して拘禁が不当に長く  
なつたかどうかというところを、九十一  
條の尺度をそこに持つて行く。そうで  
なくして、尺度を定めずして、九十一  
條によつて不当に勾留が長期に亘るか  
どうかというふうなことを決定するこ  
とは、これは甚だむづかしいことにな  
るのではないかと、かように考えるので  
あります。

それから次に百十三條であります  
が、これはもうすでに犯罪捜査のこ  
ろに入つておりますから、特に犯罪捜  
査として私は全般的なお話はいたさな  
かつたのであります。百十三條によ  
りますと、「檢察官、被告人又は辯護  
人は、差押状又は勾留状の執行に立ち  
會うことができる。但し、拘禁されて  
いる被告人は、この限りでない。差押  
状又は勾留状の執行をする者は、あら  
かじめ、執行の日時及び場所を前項の  
規定により立會うことができる者に通  
知しなければならぬ。但し、これらの  
者があらかじめ裁判所に立ち會わな  
い意志を明示した場合及び急速を要す  
る場合は、この限りでない。」この  
急速を要する場合というのは、ここで  
も私は問題にならうと思ひます。これ  
は、やはり但書でありますから、通知

するが、立會う機会を興えるのが原  
則なのである。急速で立會ひの通知を  
發しないという場合は例外であります  
が、およそ得てこの實務といふもの  
は、例外が原則に立返る場合が多い。  
辯護人が付いておりましたも、その辯  
護人に通知をするのが時間的の或いは  
距離的に工合が悪いと、但書で以て、  
通知をせず、差押え或いは搜索を實  
行する。後から通知するといふような  
場合が多い。これが私にはやはりこと  
でも但書は例外であるといふことを法  
文の上に強化させて、従来行われてお  
りましたような情性を積極的に改める  
といふことがこの際必要ではないかと  
思ふ。それは、若し急速の場合で辯  
護人に通知ができず差押え又は辯護  
をした場合においては、辯護人にそれ  
について異議の申立権を認めるとい  
ふふうな、何か後から辯護人にそれに對  
する不服申立の途を開いて置くとい  
うことがあれば、裁判所も、これは面倒  
くさいから正確に通知してやろうとい  
ふふうなことに、私は軌道に乗つて來  
るのではないかと、思われるのでありま  
す。

それからその次は百三十四條、これ  
は極めて簡単な問題でございませう  
が、「召喚を受け正當な理由がなく出  
頭しない者は、五千圓以下の罰金又は  
拘留に處する。」こういうふうな條  
文がこの改正案には四ヶ條ございま  
す。百三十四條と百三十八條と百五十  
一條と百六十一條、四ヶ條にこれと同  
趣旨の形骸が盛り込まれております。併  
しながらこれは實體法の規定なんです。  
犯罪に關する規定なんです。訴訟法に  
かような實體法を入れなければならない  
特殊な事情があれば格別なんです

が、甚だ私は體裁が悪いと思ふ。體裁  
の上の問題なんです。むしろ、かよ  
うな四ヶ條の實體的な法條は實體法に  
置くべきなので、立派なる刑事訴訟法  
を折角作り上げる際でありますから、  
かような目觸りになるものはこの  
際訴訟法から除いてしまつた方がよ  
しいのではないかと、かように考へて  
おります。

それからその次は、やはり犯罪捜査  
のところでございますが、百七十九  
條以下の證據保全でございます。これ  
は改正法が初めて認めました制度で、  
非常に私は結構な制度であると思ふ  
のでございませう。ただ、これによりま  
すと、「被告人、被疑者又は辯護人  
は、あらかじめ證據を保全して置かな  
ければ」云々といふことになつており  
ますが、一體證據の保全といふこと  
は、被告人たる地位、被疑者たる地位  
を取得したる後において初めて必要で  
あるといふことが原則なのであります  
が、證據の保全といふことは、被疑者  
たり得ない前、つまりまだ犯罪が表現  
的に現われて來ない前におきまして、具  
必要であらうと思ひます。例えば、具  
體的事例を挙げますことはどうかと  
思ひますが、何某の運輸次官が最近  
問題になるかも知れないといふような  
ことも、新聞あたりで一週間も十日も  
前から書き立てられておるといふよう  
な場合、まだ被疑者たる身分を取得し  
ておるかどうかも問題なのである。或  
いは新聞に書き立てなくても、本人自  
體としてはさういふ危険を抱いておる  
といふような場合があるかも知れない  
です。さういふ場合に、證據保全の手續  
をせしめて置かざると、さういふ證人  
をそのときに調べて置けば他日を

それが無罪の證據になるという場合が深  
山考えられようと思ふ。ところが改正  
法によりまして、被告人又は被疑者  
と、さうなつておるのでありますから、  
表現的犯罪現象以前の犯罪につき  
ましては、證據保全の手續といふもの  
が許されておらないので、これは、や  
はり私は民事訴訟法の證據保全手續と  
同様だ、豫め證據調べるして置かなけ  
れば證據を使用するに困難な事情があ  
ると認むるときは、さういふような、幅  
を廣く、どうせ作るならば作つて置  
かれた方がよいのではないかと、かよ  
うに考へておるのであります。

それからその次は百九十七條に關す  
る問題、これは非常に重大な問題だ  
と思ひます。「捜査については、その目  
的を達するために必要な取調をするこ  
とができる。但し、強制的處分は、こ  
の法律に特別の定めのある場合でなけ  
ばこれをすることができない。」これは  
現行法の二百五十四條と大體同じで  
あります。犯罪捜査につきま  
して、一體任意捜査を原則とするか、或  
は強制捜査を原則とするか、とい  
うことは、立法論、技術論としては問題  
でありませうけれども、ともかくも  
本案は原則として任意捜査……強制捜  
査は例外的場合である、かような建前  
を取つておる。私も憲法との眺め合  
ひ上さういふ制度がよいものと思ひま  
す。が併しながら強制捜査といふのは  
例外でありますから、これを無暗に  
擴大されまると、人權の擁護が甚だ  
危殆に瀕することになります。そこで  
強制捜査といふものは、一應草案で認  
めた強制捜査よりも、現行法で  
認めた強制捜査よりもその幅が廣いか  
狭いかといふことを十分に検討してか



りに懸念をいたすのです。ともかくも中に告訴を取り下げるということに

勾留されておる者は一日、十日でも非常に苦痛だと思ひます。にも拘わらず三ヶ月というふうな長い期間、これは蓋し大きな疑獄事件あたりを豫想して、十日や二十日では起訴状の謄本がでないということもあらうという意味で、最大限の三ヶ月というのをここに入れたのだと思ひますが、併しなから、それがたまにある事件のためには、普通の事件が犠牲になる形があるのではないかと思ひます。むしろ起訴状の送達期間というものは十日なら十日というふうな制限を以て、但し特殊の事件については三ヶ月以内というふうな、原則と例外というものを書き分けたならば、そこに人權の擁護というものが現れて来るだらうと思ひます。のままに放つて置かしては、徒らに被疑者の自由權或いは被疑者の人權、こういうものが著しく毀損されるという危険が伏在しておるように思われるのであります。それからもう一つ重大なことは二百九十九條、これは公判の部分でございまして、先程島さんからお話がございまして、改正法は拷問、尋問制度を取つたのではないのですが、まあ併しなから現行法の獨法式な制度を踏襲したのではない。その中間を歩いておる制度、これは甚だ立法の上から見るとずいぶん善き方であらうと思ひ、現行法の制度は工合が悪いからと言つて拷問、尋問制度に移るかと言へば、そうでもない。我が國獨特の制度というふうなところを狙つたのでありましようが、その中間を歩いておる。つまり公訴を提起するには起訴状が一本あればよろしい、あとは公判廷の証人だのその他の證據の維持によつて有罪無罪を

決するといふようなことになつております。併し私はこれは理想論から言いますれば、やはり拷問、尋問制度を全面的に許容すべきものであつて、かような變態的な制度を維持すべきではないかと思ひます。これは我が國の過去の立法から見ても、陪審制度なんというものはそれなのである。我が國の陪審制度は我が國の獨特の制度で、再陪審を許すということになつておりますが、あのために却つて陪審制度は非常に不評を買つたといふふうな善い経験もある。改めるなら根本的に改め、改めないならは現行法を維持する。いづれか一途に出るのが最もいいと思ひます。中間の制度というものは今まで経験がないのですから、公認されておらない制度なんですから、従つて実績がないのです。そういうものによつて刑事裁判がうまく行なわれることとはない。殊に二百九十九條によりまして「檢察官、被告人又は辯護人が証人、鑑定人、通譯又は翻譯人の尋問を請求するに於ては、あらかじめ、相手方に對し、その氏名及び住居を知る機會を與えなければならぬ。」つまり公判廷において調べる証人だの鑑定人、通譯人の氏名、住所を相手方に通知する、こういうことになつております。この問題につきましても辯護人の方でも公判廷で調べて貰ひたい証人がありますれば、どういふ証人を調べることが出来るか、どういふ証人を調べなければならないかと思ひます。檢察官の方では勿論自己の公訴を維持するためにどういふ証人が必要かと言へば、さういふ証人を豫め準備して、その氏名、住所を相手方に通知するでしよう。この場合に檢察官が準備をしまし

て、公訴を維持するに必要な証人を調べて材料を取るといふことは、これは、やはりやすいのであります。辯護人がその事件の証人を豫め調べて、事件の準備をするといふことは、甚だ厄介なことなのです。ところが公判廷におきましてその証人が檢察官の御機嫌に反したことを申しますと、檢察官は辯護人が豫めその証人と打合せをして偽證でもしたのではないかと、いふふうな疑いを掛けられやういふことに、これは甚だ動いて来る危険があると思ひます。これは併しなから辯護人も、豫め公判廷において調べる証人について豫備知識がない者を、公判廷に呼ぶわけに行かないのですから、その証人は事實についてどういふ認識があるのかといふのを豫め知らなければならぬことになる。檢察官が聞くのはこれは何も辯護人の方からいへば苦情を言うわけに行きませんが、辯護人の方が準備をする場合には、檢察官から赤い眼や青い眼をして睨まれるという危険が多量に私は存在したと思ひます。でありますから、私はここに一箇條を設けて、やはり前項の証人關係に通譯、翻譯人の氏名住所を知るために、被告人及び檢察官は、豫め前項の証人と捜査に關する何と言ひますか、準備と言ひますか、さういふことのできると思ひます。何か法的な根據といふものをここに置かざんと、私は甚だ辯護人の行使といふものが危殆に瀕してせんかといふことを非常な恐れておるのであります。

それから三百五十五條です。これは申すまでもなく大した問題ではございせんが、更新手續でございまして、先程植松氏から期間の経過による更新手續は、やはり形式に流れるから必要ないといふような御議論でございまして、やはりその期間の経過による更新手續といふものも、口頭辯論主義を採用する以上はやはり保持すべきである。若し期間の経過による更新手續が必要なければ、開廷後裁判官の更新手續も必要でない。これは裁判官は變りましてこれは形式的な更新しかしてないので、やはり同様な論議になる。開廷後裁判官の更新手續の原由と認めながら、期間の経過による更新手續の原因として認めないが、これはその理論上甚だ意味をなさないといふふうなことに私はなるのではないかと思ひます。

それから三百二十一條、先程江家さんからお話ありました。これは私は全面的に江家氏の御議論等支持いたしました。これは私も前から同意見であります。檢察官の面前において録取した供述録取書は、公判廷においてその内容が違つた場合において、檢察官の録取書を無制限に證據に供すると、無制限と言ひましても、前の供述を信用すべき特殊の状況の存するときと、こうあるのですが、さういふ條件に拘わらず、證據力を認めるというふうなことは甚だ人權擁護に缺くところがある。やはり被告人に對して証人として訊問權を留保するといふことが必要であらうと思ひます。それから、もう時間がございますから省略いたしますが、控訴審、控訴の制度につきましても、改正法はこの第一審主義といふものを非常に重要視しまして、裁判所は白紙の状態において被告人に臨む、而して公判廷において収集された證據によりまして有罪無罪を決定する、それがために各種の複雑錯綜なる手續を規定してあるのでございまして、更に同一手續を控訴審において覆審としてやれといふことは、甚だ私は無理であると思ひます。が併しなから控訴審といふのは、控訴審に事件が行く場合は、既に第一審の書類が作られているわけなんです。証人訊問その他の證據書類が記録に綴つてある。それが控訴審に行くのであるから、控訴審が審理する場合は、第一審が白紙でその事件を審理する場合は、越えが違つていふわけなのであります。でありますから、第二審の審理に際しまして、第一審と同等なもので公判廷におきまして證據でなければ證據に供することができないといふような制度を探りました。これは事實上行われない。記録が存在いたしまして、裁判官は豫断を抱けば抱き得る状況なのであります。さういふような制度は行われない。さういふ關係から上訴審といふものも覆審制といふものを除外したといふふうには私は考へるのであります。併しなからやはり先程青柳氏が申されたように、覆審制には我々が頼りにすることの強いものがある。これは裁判官の素質といひ、裁判官の學識經驗といひ、何か知らん控訴審には私共が頼る力の強いものがある。でありますから、私は控訴審におきましては矢張り覆審制を採用するのがいいと思ひます。が併しなから、その覆審制度は一番と同様な制度でなく、この覆審制は現行刑事訴訟法が採用している形態の覆審制度、何も證據を一枚公判廷で調べなくてもよい。裁判所が必要があれば證據を採用して調べる、或いは證據を以て調べる、現行法の採用

している訴訟手続による覆審制、これを控訴審において採用したならば、この複雑な人事の問題と手続の問題とをいふふうなことは心配なく行われるのではないかと感ずるのであります。

それから最後に裁判の訂正というところがござりますが、裁判の訂正、四百十五條ですが、「上告裁判所は、その判決の内容に誤のあることを發見したときは、檢察官、被告人又は辯護人の申立により、判決でこれを訂正することができる。」やはり裁判の訂正という條文は甚だ幅が廣過ぎまして、こ

ういうことになりますれば、再審でも非常上告の申立をしないでも、判決で訂正することができるような結果になる。これがやはり民事訴訟法と同じように判決後における遺算であるとか書換であるとか、その他これに類する明白な誤謬、これについては訂正ができるというふうに、これははつきりさすべきだと思ひます。そうでないと、

凡そ判決の誤りのある、すべて再審の原因がある場合、非常上告の原因がある場合、或いは申立によつて訂正ができるのじやないかという議論が残る。これはむしろ私はそういう意味ではなく、やはり形式的な誤謬を訂正するといふふうなところが狙ひであり、民事訴訟法と同様のところが狙ひだろうと思ひますが故に、その點を明白にすべきだと私は思ひます。

時間の關係上まだ端折つて申上げました。お聞き苦しいところがあつたと思ひますが、御了承を願ひます。

○委員長(伊藤修善) この際十分休憩を願ひたいと思ひます。

午後二時五十八分休憩

午後三時十九分開會

○委員長(伊藤修善) それでは休憩前に引き続き、司法委員会公報會を開きます。日本辯護士連合會代表辯護士鈴木勇君。

○公証人(鈴木勇君) 私は後で申し述べますこの數種の提案、殊に最初と二度目に申上げますこと、即ちそれは我々の満足する證據法の制定がせられるといふこと、並びに控訴審において新證人を調べる、成るべく新しい證人を調べて決定なり判決なりの資料にする、こゝういう二つの點が若し容れられないようなことであるならば、本案には遺憾ながら賛成することができないといふことをここに申上げて置きます。以下申上げますことは全部私が或る最後の重要な協議會に出まして、その時、私といたしましては、かく／＼なことにして頂かなければ困るというのを申上げて、大體の御了承を得た點ばかりであると思ひます。

第一に申上げますのは、第三百十八條(但書を加へて)、「但し、最高裁判所の定める規則に反することを得ず、」それを入れて頂きたいと思ひます。この三百十八條は讀み方によりまして、この證據力は裁判所に委すといふようなことになつておられますが、この「證據力」といふ言葉は二つの意味があるものでありまして、一つは證據の重さを決める、つまりウェイトを決めることも證據力といふ場合がござります。もう一つは、證據として何を認用すべきか、アドミシビリ、受け入れられるか受け入れないかといふことを決定するといふことは證據力ではないから、若しその場合でありました

ならば、これだけでは甚だ不完全なと思ひます。従つて最高裁判所が定める約束になつておられますルールにおきまして、ずつと詳しい、もつと詳細なる證據方法を定めなければ、とてもこの案は危険であると考えます。何故かといふことを申上げますかといふことを、以下三點ばかり理由を申上げます。

従來の我が國のやり方におきましては、いわゆる反對詰問の精神であるとか、或いは運用といふようなことが全く理解せられておりません。或るひどい人は、證人の詰問といふことすらも、英米法の建前と日本の證人の詰問といふ觀念とは可なり違つておるといふのであります。今度のこの改正案では、書證の證明力につきましては若干の規定が入りました。ところが詰問の仕方であるとか、或いは反對詰問の限度であるとか、主詰問と反對詰問とはどこが違ふかといふようなことについては、一切これは細則に委されておる筈であります。それ故、私はその協議會において適切な證據法が最高裁判所において立案されることを條件として、只今申上げた通り賛成したわけでありませう。

それから第二に、この本案に規定せられた條文の運用解釋に當つても、若し適切な證據法が定められないと憲法違反となる條項もござります。例えは先程誰かお觸れになりましたが、三百二十一條の如きは最もその問題になる場合であります。本條の規定しておるところは、御承知の通り英米法でいわゆるデポジションに當る規定であります。アフィデビトと區別しました意味のデポジションに當るわけ

であります。御承知の通りデポジションといふことは、被告が反對詰問をする機会のない時に作られた書き物であります。でござりまするから、憲法の第三十七條第二項、先程おつしやつた通りであります。あのいわゆる詰問權を制限することになりますから、憲法違反の疑いがある。これは現にアメリカにおきましては三十七條の第二項と同様の規定がござりまして、その結果或る種のデポジションは憲法違反であるといふ判例がはつきり作られております。それから尙三百二十一條は、我が協議した時は二、三、三、三といふような區別がござりまして、それが、そういう區別は一切なく一本のものとして協議せられたのでござります。従いまして第三號にありまされる條件に如何なる場合のものも全部かかつておつたわけでありませう。その條件と申しますのは、三號の末尾の方に「その供述が特に信用すべき」異例の情況の下になされ、これは「特別の情況」と譯されておりますが、異例の情況の下になされ、「且つ、その供述が犯罪事實の存否の證明に缺くことのできないもの」に限られております。これは元來憲法三十七條第二項の例外になるわけがござりまするから、特別に證據力を例外として與えるのであります。でありますから、最も信用すべき異例の情況の下に作られたばかりでなく、「犯罪事實の存否の證明に缺くことのできない」最少限度の場合、即ち犯罪の絕對に眞實性が保證せられるに十分であるばかりでなく、そのことが「犯罪事實の存否の證明に缺くことのできない」最少限度の場合に限られること

は誠に當然だと思ひます。さもない時には、被告人の憲法上の權利が故なく蹂躪せられるという結果になつて參るからであります。従つて例えは英國の判例法を巧みに成文化化した印度の證據法第三十二條第一項第一號のオニン・パラグラフなどで例を挙げておられますが、例えはこゝういふ場合はいいといふんです。犯罪の被害者みずから死因について、自分は誰々にこのを突かれたいといふその死因について、將に死のうとする時に、いわゆるダイニング・デクラレーション、死に際しての聲明、宣言、それによつてといふようなものは、もうここに言ひ犯罪の證明になくならんものであるし、且つそれを作つた動機が信用すべき狀態の下にできたものであるとして、それはデポジションとして、證據として採つていふといふことでありませう。併し同じようなことでありませう。或る甲の者が乙の者のごとを記載するわけですね。つまりここに書いてある通りに讀みますと、若しAといふ者が或る犯人によつて突つ殺されて死んだのであるといふ事實を、Bが死に臨んで供述した場合、自分自身の死因についてはなく、他人であるところのAが誰々によつて突つ殺されたといふことを言つたわけがござりまするから、その場合には自分自身のごとでなく、他人のことを發言するのであります。この場合は使えないといふことになつておられます。何故かと申しますと、そのAといふ者が死なんとする時に供述した男は、自分のことではなく、他人のごとでござりまするから、若しその男が生きてお

は誠に當然だと思ひます。さもない時には、被告人の憲法上の權利が故なく蹂躪せられるという結果になつて參るからであります。従つて例えは英國の判例法を巧みに成文化化した印度の證據法第三十二條第一項第一號のオニン・パラグラフなどで例を挙げておられますが、例えはこゝういふ場合はいいといふんです。犯罪の被害者みずから死因について、自分は誰々にこのを突かれたいといふその死因について、將に死のうとする時に、いわゆるダイニング・デクラレーション、死に際しての聲明、宣言、それによつてといふようなものは、もうここに言ひ犯罪の證明になくならんものであるし、且つそれを作つた動機が信用すべき狀態の下にできたものであるとして、それはデポジションとして、證據として採つていふといふことでありませう。併し同じようなことでありませう。或る甲の者が乙の者のごとを記載するわけですね。つまりここに書いてある通りに讀みますと、若しAといふ者が或る犯人によつて突つ殺されて死んだのであるといふ事實を、Bが死に臨んで供述した場合、自分自身の死因についてはなく、他人であるところのAが誰々によつて突つ殺されたといふことを言つたわけがござりまするから、その場合には自分自身のごとでなく、他人のことを發言するのであります。この場合は使えないといふことになつておられます。何故かと申しますと、そのAといふ者が死なんとする時に供述した男は、自分のことではなく、他人のごとでござりまするから、若しその男が生きてお

は誠に當然だと思ひます。さもない時には、被告人の憲法上の權利が故なく蹂躪せられるという結果になつて參るからであります。従つて例えは英國の判例法を巧みに成文化化した印度の證據法第三十二條第一項第一號のオニン・パラグラフなどで例を挙げておられますが、例えはこゝういふ場合はいいといふんです。犯罪の被害者みずから死因について、自分は誰々にこのを突かれたいといふその死因について、將に死のうとする時に、いわゆるダイニング・デクラレーション、死に際しての聲明、宣言、それによつてといふようなものは、もうここに言ひ犯罪の證明になくならんものであるし、且つそれを作つた動機が信用すべき狀態の下にできたものであるとして、それはデポジションとして、證據として採つていふといふことでありませう。併し同じようなことでありませう。或る甲の者が乙の者のごとを記載するわけですね。つまりここに書いてある通りに讀みますと、若しAといふ者が或る犯人によつて突つ殺されて死んだのであるといふ事實を、Bが死に臨んで供述した場合、自分自身の死因についてはなく、他人であるところのAが誰々によつて突つ殺されたといふことを言つたわけがござりまするから、その場合には自分自身のごとでなく、他人のことを發言するのであります。この場合は使えないといふことになつておられます。何故かと申しますと、そのAといふ者が死なんとする時に供述した男は、自分のことではなく、他人のごとでござりまするから、若しその男が生きてお

は、改良の證據であると同時に又最悪

トというものを一番初めに置いており

證據として使うにはいろ／＼の條件が

人の信譽力を引下げればよいという目

證據として使うにはいろ／＼の條件が

すから、若しもその場合でありました

ました意味のデポジションに當るわけ

ない、最少限度の場合に限られること

自分のこととてなく、他人のこととてござ

れば、被告人はその人を十分に反対尋問の節にかけて、そうしてその検問したことが本當であるかどうか確められるわけでありませぬ。併に、ここにたゞ、その人が死んだというだけで自分の反対尋問というものを漠然と奪われてしまふといふことは、これはもう非常な被告人に不利な事になりませぬ。況んや一方において憲法が尋問権といふことを保護してゐる以上は、そういうものはこの場合デポジションとして使つちやいけない、こゝういふふうにはつきり印度の證據法には書いておられます。それはどこから来たかといふと、英國の多年の判例の集積の結果がそこに現れたのでございませぬ。これでお聞きになつても分るやうに、これだけで事を濟ませたら實に危険なことになりませぬ。そういう詳細な證據法の制定があつて、初めて我々はこの制度の下に安心して委託することが出来ますが、證據法なく慢然とやられた場合には、これは飛んでもない危険なことになるといふことだけは申上げるべきであります。

それから尙も一つ重要な實例を申上げますと、昨年十二月頃に最高裁判所からこゝういふ意味の判決をせられた。憲法第三十八條第二項三項に關する判例であります。最高裁判所の考へ方によりませぬと、公判廷でした被告人の自白は、そのみを證據として有罪無罪を斷じてもよいといふ趣旨でございませぬが、併し私の見るところでは、これは證據法の原則と一致しなものでありません。元來御承知の通り、自白は最良の證據であると同時に最悪の證據でもあります。もう一度申上げておきます。自白といふものは、最良の證據であると同時に最悪の證據でもあります。従つて自白が、若し犯人の精神的反省、完全な良心の下になされた自白でありませぬならば、それは最良の證據であります。併し歴史は不幸にして我々に自白といふものにはいろいろな良心以外の力が加わるといふことをはつきり示しております。そこで自白の任意性、ボランタリー、そして眞實性、ジェニウインと申しておりますが、この二つを保證し得る場合以外には、自白といふものは容易に信用ができません。これを今まで多く論ぜられてゐるところを見ますと、何時でも任意性、ボランタリーといふことばかり注意せられてゐるのであります。これは大きな間違りであつて、ボランタリーであるから、それはジェニウイン、眞實だといふことは言えないと思ひます。幾ら任意になされた自白であつても、嘘の場合がありますから、そこで證據法は何時もジェニウインにして且つボランタリーであるといふ二つを要求してあります。そこで證據法として、機械的にこれを試験するリトマス試験紙のやうなものを證據法は作るのであります。その證據法が作り出したリトマス試験紙が、憲法第三十八條第二項に現れておられます強制であるとか、拷問であるとか、それ以下数項目を擧げておられますが、そのやうになつて現れておるのであります。併しリトマス試験紙は、憲法第三十八條第二項が言ひだすの例を申上げますと、英米證據法においては、もう判例が一致したところがございますが、このインデクスメン

トといふものを一番初めに置いておられます。一種の誘引、誘惑と申しますか、何か知らんが誘ひかけるものがあるといふこと、それからもう一つは、一種の約束及び約束の提供といふやうなことが入れられておられます。その場合にも證據法では限界がありまして、精神的なものであればよろしいが、俗世間的な意味の約束であればそれは證據の神聖を破るものだと、こゝういふふうにはつきり原則ができております。これはインドの證據法にも條文化されておられます。それ故に我々の經驗では、憲法第三十八條第二項の試験紙と眞實性を十分に保證せられたものとは言えないといふ結論になるのであります。従つて公判廷の自白には、憲法に準つた試験紙だけの検査では合格證を、まだ貼つてはいけないうわけでありませぬ。そこで、どうしても只今申しましたインデクスメント、或いは或る種のプロミスやうなものから試験して見なければならぬから、最高裁判所の言われるやうに、公判廷でやつた自白は、それはもう信じてもよらないと思ひます。何故かといふ結論が、出て来るかといふと、いろいろ證據法の研究が足りない。従つて私が恐れるのは、この際本當に世界の判例、多くの判例の結果、結晶となつておる十分なる我々の満足行く證據法といふものとこの刑事訴訟法の實施といふこととは、私は不可分のものだと思ひます。それから尙も一つ例を申上げます。これは三百二十一條第一項第一號及び二號の後段であります。この後段には双方とも「又は」以下の供述を

證據として使うにはいろいろの條件があるものであります。それを一つこの國會ではつきりして置いて頂かんと、これも誠に非常な危険なものであります。それで、この「又は」以下の供述を申しますものは、これを讀んで見ますと、これは證人がまだ生きておる時分のものであります。ただ證人が作つた、例へば檢察廳で陳述した時分には、被告人は反對尋問の機会がなかつたものであります。従つてそういう書頭を證據に使うといふことは、やはり證據法上いろいろの約束があるのであります。一例を申上げますと、この條文にも出ておつたかと思ひます。證人の證言が途中で以前に取つた陳取書と違つてを言ひ出した。その場合に檢察官はどちらも信用すべきかといふことを試す必要がありませぬ。その時にはその前の陳取書を證人に見せて、そして證人の矛盾を摘發しなければならぬといふことになつておるのであります。而もその時に英米の證據法では、欺し討ちのたぐひがいかに冷やかしのやうなことはない。或いはそれは豫め作つて置いた檢察官の陳取書を證人に見せまして、よく讀ませまして、今お前さんが言つたことと、前にお前さんの言つたこととは違ふじやないか。それは何故であるか説明して欲しい。そしてコントラストイックして説明させるのであります。もう一つの場合には、よくあります。書物に證人が或ることを書いておつたとか、或いは檢察廳で言つたことでもよろしいございませぬが、別に證人を矛盾させる場合でなくして、ただ證

人の信壓力を引下げればよいといふ目的の場合には、證人の過去に書いた、これを以ていたしましても、それは證人に見せなくてもよろしいといふことになつておるのであります。若しそれを見せれば、證人はそのことに氣付きませぬから、例へば記憶力の確かさを確かめようといふ時に、證人が前に書いたものを見せれば、記憶力の検討にはなりませんから、その場合には見せなくてもよろしい。而も裁判所の信用のためにこれをあつて對照して、そうやつて證人の記憶力といふものは如何に不確實な記憶の下になされたかといふことは、現にこの書類を引用した時に、お前はこれを否認した、このことから分るじやないかといふことで、それは、いわゆるアイデンティファイケーションのために、たゞ識別のためにやるというところが許されておられます。ところが三百二十一條からは證據法上のむづかしいことは出て参りませぬ。それを今までやつておられましたやうなことは、これを非常に無理な注文ではないかと思ひます。全くやり方の違つたことを、今までは立派におやりになつても、全く違つた法制の下において、そういうことまで一々やれといふことは、これは細かきルールが最高裁判所で立案せられてからでなければ實現はできませんと思ひます。であるから、この點は我々の納得の行くやうな證據法が作られるといふことが、先ず前提になるといふことを私はここで申上げて置きます。





こう言われるくらいであります。ところが、それが現行法、今までの現行法においては、如何なる人の名譽を毀損し、しかも、僅かに懲役一年、これを身體の傷害の罪に比較いたしますと、身體傷害の罪は刑法二百四條におきまして懲役十年になつておる。殺人においては勿論言ふまでもなく死刑、無期、三年以上の懲役になつておる、餘りに名譽を輕んずること甚だし、こういうことで今日かような改正が不十分ながら行われたことを存するのであります。而してかように一面名譽毀損罪のごときものが非常に刑を重くしなければならぬ、こういう論議のある半面におきまして、又この度の刑法一部の改正におきまして時効という外に、尙、刑の消滅というものが規定されております。即ち一年の法制審議會の刑法部を改正する法律案要綱、この第四項として、刑の執行を終り、又は刑の執行の免除を得た者が罰金以上の刑に處せられたこと十年を經過したときは、刑の言渡しはその效力を失ふものとするという、かような要綱の一項目が決議せられたのであります。これは實に刑法假案の第九百九條に、一刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル者禁錮以下ノ刑ニ處セラレタルコトナク十年ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡しハ其ノ效力ヲ失フものと考へられるのであります。而してかくのごとき刑の消滅ということが特に設けられたのは、彼のいわゆる恩赦令、恩赦法によるごとの復讐という手續によらないで、むしろ當然に或る期間經過したならば、刑の効力は失ふものとしよう。こういうように法律に

おいても、なるべく犯人が、犯した罪は、法律の上においてすっかり忘れてしまおう。こういういわゆる法律の涙として、一々復讐というやうな手續を執るのは煩わしい、但し煩わしいのみでなく、復讐をするに當つては、果して復讐せらるべき者が生存して居るか否かを調べなければならぬ。そうすると折角今まで隠されておつた犯罪をあばき返すやうなことになる。或るほど家のお婆さんは産婆をやつておつたとき産胎罪で罰せられておるな、こういうやうなことが、復讐を申し立てることによつて現われて来る。波靜かちやんと世の中に處して来たのに、復讐という、有難いことには違ひありませんけれども、それがために復讐を一々洗われるということになる、これはやはり復讐という正當な目的のためにやるのでありますから、それは更に大なる効果をもちたすのだから……、そういう意味において國家の慶弔の際に一人を煩わして、而も迷惑になるやうなことをやるよりも、相當の年月を經過したときには、そのまま葬つてやらう、こういう涙の考え、又慈悲の考えから出て来たのじやなからうかと思ふ。ところが私は稽いたのは、この公判記録を利害關係も何もなしに閱覽を許す、恰かも土地權帳のごとき観がある。それは不動産の土地登記簿などは、それは金銭の貸借をするについて、果してこれが信用ある資産になるものか否か、それが調べる必要があるのだから、それは登記簿のごときは皆公衆の閱覽に供する。選挙簿のごとき又然り。選挙人名簿、果してこれが有権者であるか否かということが、分るからんか必要があるからして、か

よる場合には許しておる。この訴訟記録、用の濟んだ訴訟記録を、何が必要があつて登記簿なり選挙人名簿と同じやうに公衆の閱覽に供するか、私は分らん。これは一つ當局の方にお伺いしたいと思ふ。恐らくそれはかような理由に基いたものでありましよう。これは更なる裁判の公正を保障する意味において、私はみんな裁判は決して閣から閣に、いわゆるブラッターマーケットでないといふことを示さうといふ底意から出ておると思ひますけれども、今日の裁判といふものが、しかく信用のないものでありましようか。いかにも檢事の取調へ程度までにおきましては、或いは又司法警察官などには、強制、拷問、強迫といふやうなことを従來しばしば耳にいたしたことがありますけれども、幸いなかな今度の刑事訴訟法改正によつて、このやうなことは跡を絶つたらう、と思ひます。のみならず、公判における審理が果して公正であるか否かといふことが疑われるやうな裁判では、これはもう公開しない方がよいです。そうして、もう既に済んだ事件を、更にその記録を見る者は見て宜しい。何のごとでありましよう。それは、ここにもあります通り、訴訟關係人又は閱覽について正當の理由のある者はこれは差支ないけれども、或るべく古紙はあはかぬやうにして、道徳的の再生といふものを促さう。この刑事政策の方針に全くこれは逆行するのであります。かようなものは私は五十三條を削除するより外に途がないと、こゝ申上げたいのです。これはもう是非削除して頂かなければ、人權を損うこと、これより大なるものはない。こゝ斷言して憚ら

ないであります。これで先ず五十三條の削除の所以は大體お分りであらうと思ひます。それからもう一つは、先程これは坂本君からお話がありました。四百五十五條、私の最も注意を惹きましたのが今の五十三條と四百五十五條です。これは坂本君の御趣旨誠に結構であります。私は更に徹底的に四百五十五條から十八條削除説をこの場合に提案したいと思ひます。削除するので。これはどういふ必要から出たか。私は前の五十三條についても同じであります。まずこの立法に携つた方に対して外國の立法例のあるかないかといふことを伺いたい。又さういふ學説もありや否や伺いたいと思ふ。この四百五十五條について私は淺學非才、その立法例のあることを知らない。かような立法例のあることは、いかにも現行の民事訴訟法を御覽になつても、百九十四條に更正決定といふものがあります。これは先程坂本君の言われます通り、ここに民事訴訟法の明文にもあります通り、「判決ニ違背、書損其ノ他之ニ類スル明白ナル誤謬アルトキハ裁判所ハ何時ニテモ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ更正決定ヲ爲ス」と得、又以下二項、三項がありますけれども、要旨はこれに盡きておる。それは人間でありますから判決に誤字、脱字、書き損ひ、又は計算を間違つたといふこととありますのは、かような場合に更正決定をするのは、過ちを知つて改むるに堪ることなれば、こゝういふ意味において私は蓋すべきでありましよう。又さうでなければならぬ、裁判所が虚心坦懐、訴訟關係人の申し出を聞くといふことを示す上においても結構なことに違ひありませんけれども、かよう

な更正決定にあらずして、ここにあるよる「上告裁判所は、その判決の内容に誤のあることを發見したときは、檢察官、被告人又は辯護人の申立により、判決でこれを訂正することができる。前項の申立は、判決があつた日から十日以内これをしなければならぬ。上告裁判所は、適當と認めるときは、第一項に規定する者の申立により、前項の期間を延長することができる。」と出す、出ます、怪、私は殆んどこれを解するに苦しむ。何のためか、かような期間の延長まで置いておるか。奈邊にその目的があるか、私は解し得ない。今申します通り、いわゆる今日の現行民事訴訟法などで規定しております更正決定ならば、何も上告審の判決に限る必要はない。一審の判決についても然り、第二審の判決についても然り、第三審の判決についても然りと言わざるを得ない。訴訟法の専門家に聞くと、これはドイツ流に考へるならば更正決定といふものは、彼の言葉で言へば、ワルト・ベルヒエイング、言葉を訂正する、こゝういふことに過ぎない。内容を改めるといふやうなことは更でないのだといふことを去る専門家に私は聞きました。そうしてこのことは、假りに民事訴訟法の百九十四條の規定がなくなつても、さうな意味の更正決定ならば理の當然として、これは明文を俟たずしてできることだと、こゝういふやうにも言われておるくらいであります。この内容に誤まりのあるといふことはどういふものであるか。先程も鈴木君からお話がありました正誤に反すると認めるときは、これを變へることができる。こゝういふことになると、その内容を變へるのは

今の四百五十一條のような場合も入るの 四百五十五條乃至四百五十八條の規定とい しては、私は條文を讀んでおりませ それに準じて考へるならば、公訴の ますけれども、勾引、勾留狀に、この度

其罪經過したならば、開の券に於て、  
ものとしよう。こういふように法律に

有様であるか否かというところか、  
るか分らんか必要があるからして、か

なければ、人権を損うこと、こゝより  
大なるものはない。こゝ断言して懐ら

しうことを示す上にも、お前様かこ  
とに違ひありませんけれども、かよう

これを變えることができる。こゝより  
ことになる、その内容を變えるのは

今の四百十一條のような場合も入るの  
ではなからうかと思われ。そうなり  
ますと、いわゆる事實の又やり直しと  
いうことも考え得られるのじやあるま  
いか。そして又普通の更正決定なら  
ば裁判所みずからできないけれども  
んのに、どうもこの四百十五條から四  
百十八條を通過いたしますと、裁判所  
みずから職権を以てこれをやる場合が  
ないかのように考えられます。私はこ  
れは私の誤讀かも知れませんが、そう  
いふふうに見られる。それならばま  
す私の疑念を深からしめるものであ  
りまして、どうもこの點は如何にして  
私に了解ができないのであります。誠  
に不獲けのようなお話でありますけれ  
ども、彼の資格審査につきましては新  
聞紙の傳うるところによれば、Aとい  
う人が資格がなかつたといふと、又  
その人が後になつてあることになり  
何と思つてゐると又なくなつてゐる  
何と言いますか、雲散霧消するなら  
ば、それでいいけれども、又それが復  
活して来る。かようなことが刑事訴訟  
法に行われることが喜ばしいことでは  
よろか。ところが、いわゆる追放であ  
るとか何とかは餘り利害關係がない。  
ただ公に顔が出せないといふようなこ  
とはありますけれども、その裏におい  
て又いふ／＼な請託があつたとか何と  
かい問題を感じてゐることは皆さん  
御承知の通り。こゝより禍根を胎すよ  
うなことを何の必要があつて設ける必  
要がありましよう。刑事裁判といふの  
は、何と言つても民事裁判とはその  
性質を異にするとは言ひましよう。な  
い。出たり引つ込んだり、十日の期間  
を延長する何の必要がありましよう。  
私はかような意味におきまして、この

四百十五條乃至四百十八條の規定とい  
うものは削除して然るべきものとい  
うことをここに言明する次第でありま  
す。以上が私が特に考えた點でありま  
す。それから皆様方のおつしやあつた  
ことと共鳴する能はざるものがあるこ  
とは勿論であります。尚今の問題  
で、私は強いてこれを何としてや  
り更正決定でない意味において、或る  
程度、何と言いますか、訂正とい  
うことを許すといふならば、これは法令  
に違反するといふことにしますか。先  
程ちよつと坂本君からもお話しありま  
したが、これはこゝろの誤字、脱字の  
場合は勿論できます。それからもう一  
つは再審の事由がそこに現われて来た  
場合、それから非常上告の事由が現  
れた場合、かような場合上一々確定ま  
ぞ待つて、それから非常上告の、再審  
の申立をするといふのは迂愚の骨頂  
です。それから、再審の事由が初め  
て現れたとか、非常上告の事由が現  
れた場合には、裁判所は被告人なり  
辯護人の申立によつてこれを訂正す  
る。或いはこれは檢察官の申立によつ  
ても再審、或いは非常上告の事由があ  
る場合にはこれを許す。この限度にお  
いては私は譲歩するに吝かでありませ  
んけれども、これは私は付度する意味  
において、然らざる意味において、こ  
ういふ四百十五條、十八條を置くとい  
うことは全く無用のことであるとい  
うことを申上げます。

もう一つは、これは坂本君も言われた  
ことでもあります。親告罪の告訴の時  
期、これも私は相當被告を保護するとい  
ふ意味からでありましようが、人権  
を尊重する上から、やはり考えなけれ  
ばならんことと思ふ。現行法におきま  
しては、私は條文を讀んでおりませ  
んけれども、親告罪の「告訴ハ第二審  
ノ判決アル迄之ヲ取消ス」と得、  
これは二百六十七條であつたかと思  
います。さういふ規定があたりま  
す。ありますから、この親告罪の告訴  
の取消といふのは第二審の判決ある  
までに行ける、ところが現行法で一番  
尚その規定で不都合を感じた場合があ  
る。どんな場合か、これは上告審にお  
いて事實審理の開始された後におい  
て、あの親告罪のところの告訴の取  
下げが第二審の判決あるまででありま  
すから、上告審において事實審理を開始  
した被害者は、もうすでに、感情も収  
まつてもう訴追も考えていない。こ  
ういふ場合は、お前、第二審の判決の  
あるまで打切られておるのだから、た  
ゞ今事實審理をやつておつても、ま  
だ遅くはないとは行かない、どうして  
もこれから遅くはないとは参りませ  
ん。そこで非常に私どもは、これは姦通  
罪でありましたけれども、姦通罪など  
についてはその感を深くした。もう被  
害者の方で、よろしい、告訴の取下  
げをいたしたいと言つても、どうもし  
やがない。もうすでに時期遅し、こ  
ういふような場合もありました。今日  
この姦通罪が最近の國會の御努力によ  
つて、なくなつてしまつたけれども、  
も、他の名譽毀損罪の如き、やはり親  
告罪もあります。又強姦罪の如き親告  
罪もありましよう。その親告罪について  
如何にもお上に迷惑な手續を煩わし  
て、お上を裁判所なり檢察局  
を弄んで、公器を弄ぶといふこと  
なるのではないか、だから、そ  
ういふことは禁ずる。檢察の公訴さ  
え第一審の判決あるまでに限られて

それに準じて考えるならば、公訴の  
提起あるまではよろしい。そ  
ういふふうな不面目な告訴を提起するも  
通る、けれども國家はやはり最後の  
人まで罪人を作らぬといふのが趣旨で  
ある。もう遅いから貴様は、被害者の  
感情も融和して告訴を取下げると言  
つておるのを聽取するといふことは果  
して今日の憲法の基本的人権を尊重す  
る所以でありましようか、國家は、誠  
に結構、結構と言つて呉れるのがい  
わゆる民主國家でありますまいか。私  
はかような意味において事は誠に些細な  
ようでありましようけれども、告訴の取  
下げについては、やはり第二審の判決  
あるまで、覆審であるが、續審であ  
るが、とにかく公訴審は事實審とい  
うことになつておりますから、それ  
の間に取下げる、又進んで、極く例  
外の場合にはありましようけれども、上  
告審において取調べをやり直して  
事實審理でもするといふようなことが  
あつた場合に、或いは差戻しをしよう  
といふような場合においては、その際  
にも告訴の取下げをしてやるのが私は  
國家の務めではなからうか、かような意  
味において告訴の取下期限をただ理窟  
一片で公訴の提起のあるまで、こ  
ういふことは如何なるものか、こ  
う考へます。これらはすでに前順位の方が  
お説きになつたことでもありま  
す。ただ私が少し足りなかつたとい  
うことを補足する意味において申上げ  
ます。尚、もう一つは、私は勾引、勾留  
についていふ／＼實體的な御意見を承  
りまして、啓蒙されることも頗  
多いことを發見いたしました。今  
つこれは誠に些細なことのようにあり

ますけれども、勾引、勾留状に、この度  
は記名押印、記名捺印がなかつたもの  
でありますから、その判がないものと  
見えて、記名押印になつております。記  
名押印、判を押さす。ナツ印と言ふ人も  
おればナ印と言ふ人もある。私が大審  
院に入つたときにどつちが本當か、或  
る老成な判事はナ印と言ふ、或る判事  
はナツ印と言ふ、どつちが本當かな  
といふように我々は苦しんでありま  
すから、今度は押入れの押すとい  
ふ字、印を押す。ここにはありませんけ  
れども、苟くも身體の拘束をなす勾引  
状、勾留状、逮捕状の記名捺印をゴ  
ム判で押すといふことは、餘り人権を輕  
んずる所以ではなからうかと思ひま  
す。やはり煩さくとも墨を踏つて筆で  
書く。消えないように、インキだとい  
うだけの慎重な態度を持つて然るべき  
ではなからうか、私は丁度三十分を以  
て私の意見を述べた次第であります。  
○委員長(伊藤修君) 次に大阪辯護士  
會代表辯護士毛利興一君。  
○公述人(毛利興一君) 私が自分の考  
えを述べさせて頂く前に、先ず大阪辯  
護士會の理事者から、お前、東京へ行  
つたら是非これだけのことを、この一  
つだけは是非これを委員會にお傳えし  
て、そして格別に一つ御考慮を願つ  
て呉れといふことを特に頼まれてお  
る。これは實は餘り愉快なことでは  
ない。甚だ不愉快なことでもあります。  
こゝろの事實を、こゝろの所で申上げ  
るとなおりますが、これが遺憾なが  
ら現實の事實でありますので、お聞き



なのですが、つまり警察官や検事が辯

にさような事實が煩々として起るよう

従前は當習賭博というようなことで、

る以上は、これは餘程保釋制度におけ

際にやつておりますようなことに非常

ゆる各辯護士がやつていいと改正法案  
に言うております辯論なんというものは、  
今までのような重要なものでなく  
なるかも分りません。それまでにおけ  
る辯護士の證據とか、辯護士の異議の  
申立とか、相手方に対する訊問とかい  
うようなものが、辯護士活動の主なる  
部分を占めるのであるかも分らん、そ  
ういたしますと、ただ最後に喋らして  
貰うだけ、あとは一切主任辯護士の助  
手のように附いておらなければならん  
というところは、これは非常に辯護士と  
して窮屈なことであり、被告人の権利  
を十分尊重する所以のものでないと思  
う。或いはこれは午前中にお話があり  
ましたように、戦争時代における辯護  
人の数の制限の遺物かも分りません。

分にやろうという寛大な立法が半日く  
らい惜しむようなことをして……まあ  
これは感じの問題であります、すべ  
て、そういう期間等は被告人に有利に  
解雇するという趣旨から行きますと、  
これは或いは私の誤解かも知れませ  
んが、これはやはり五十五條通りでよ  
い。特に何もその日から半日を惜ん  
で、その日から二週間でもなければい  
かぬという細かいことを言ふ必要はない  
程のじやないか。これは是非と申上げる  
ことでもございませぬが、お考え頂  
きたい。

、それから私は最後にこの點だけ一  
申上げて、特にこれを強調して申上げ  
まして、もう私は重復することは申上  
げまいと思つておりますが、それは  
控訴制度です。これはもう度々午前中  
以來皆さんから申上げられた、若しこ  
の進歩的立法が、控訴について、こ  
ういう制限した控訴審の制度をお執り  
なるなら、これは鈴木さんからも仰し  
やつたことでもありますが、あらゆる進  
歩的規定とバランスして見て、率直に  
申上げますと、これは現行法及び應急  
措置法、この二つの法律が一體となつ  
ていますところの現行制度の方がよ  
いのじやないか。この控訴制度を執る  
なら、如何に進歩的規定がありませ  
ぬ、控訴制度をこれだけにしようとい  
うことになりませぬ、差引勘定こ  
れは現行法の方がよいというようなこ  
とにならうと思つております。私は別にそ  
う會を開いて皆の意見を聞いたわけでは  
ございませぬが、同僚のいろいろの  
意見を徴して見ましても、これはいか  
ん、控訴審をあれだけ反してはいか  
んというものはどうも誰の直感にも頭  
に来るようでありませぬ。その理由と言

いますものは、特にもう繰返して申上げ  
ませぬが、とにかく第一審の裁判の時  
には、何と言いましても犯罪を憎むと  
いうことに対する世論の興奮というも  
のがございませぬ。でありますから、一  
審というものは、やはりその興奮とい  
うものを反映してやる。誠に冷静な裁  
判ができるのは控訴審の裁判である。  
私は役人でありませぬから統計のこと  
は存じませぬが、日本の實際の裁判で  
控訴審におかして軽くたつておるとい  
うものは、人から聞いたのは控訴審の  
場合は一番に比べて軽くなつておる。  
これは責任あることじやございませぬ  
が、さうなことでありますと、この  
控訴審を被告のようになつてしま  
うようなことは、これは非常に控訴  
審というものがやりにくいことにな  
るのであります。控訴審によつて事件が  
動くというところは殆んど期待できな  
い、或いはこういう御意見もございま  
した。併し刑の量定が不當である、事  
實の誤認があるという時は、事實審  
理をする途は開いてやる、これは運用  
によつて何とかなる問題である。こ  
ういうような御意見もございませぬ。併  
し二審をこれだけ慎重にされました以  
上は、控訴審において再び慎重なよう  
なことをすることは、現在の裁判の實  
情では、やつて行けんというところが、  
この控訴審をこういふふうにも簡易化し  
たという理由であります。今度なら  
ば、刑の量定が不當である、事實が誤  
認であるというふうな規定を非常に尊  
重して、これを活かして使ひまして、  
運用によつて控訴審というものの事實  
審的作用を發揮しようというようなこ  
とは、實際においてなか／＼望めない

ことだ、これは立法の時の内容説明と  
してさういふことがなされるだけで、  
實際の運用になつたら、さういふこと  
はやれない、而も刑の量定不當とい  
うと、裁判が重過ぎるのでありますか  
ら、軽くして下さいということ、不  
當というところは、これは違つたわけ  
で、少しぐらい重くても不當とは言  
えない、よほど違つて来なければ不當  
とは言えないことでもありますから、不  
當でなければいかんと言われたら、従  
来の控訴審によつて、罪が重いかから  
して下さうという控訴審というものは  
意味がなくなることになる。而も刑の  
量定不當ということば、記録上分つて  
おらなければいかん、記録に現われて  
なければいかんというのですから、そ  
れは控訴審が被告人の顔も見ないで裁  
判しようという今の裁判でありませ  
ぬと、何でも書面上、分つておらな  
ければならん、事實の誤認であつても  
記録上分つてなければいかん、新な證  
據とか何とかいろいろものは、これは一切  
認められない。曾て陪審裁判という  
ものがあつた、日本の陪審裁判が、陪  
審裁判を請求しても請求しなくても自由  
な場合がございませぬ。その時、被告  
人は、初め陪審裁判を請求しましたけ  
れども、後にはもう請求しないこと  
になつた。その理由は、やはり陪審判  
を一遍受けたら、もう控訴ができな  
い、控訴できないということが、陪審  
裁判の慶つた理由なんです。今度はこ  
の改正案は陪審裁判を自ら認める  
ことで、舊法でやつて頂きたいとい  
うことは言われたいわけ、嫌でも應  
ずも改正案の控訴の手続によつてやつ  
て貰わなくてはならない。辭退の仕様が  
ない。私は一番で如何に丁寧な手続を

この二週間の日は裁判の言渡を受けた日  
から勘定するということになつており  
ます。まあ二週間にになりましたのは、  
只今の七日が倍になりましたわけで、  
非常な控訴の提起期間が延びましたわ  
けでございませぬが、只今のは改正案の  
五十五條の趣旨と同じように、裁判の  
言渡のあつた日は勘定しない。翌日か  
ら勘定するということになつてゐる。  
折角控訴期間を二週間も與えようとする  
寛大な立法が、なぜ今度裁判の言渡の  
あつた日から、五十五條というものが  
あつて普通は翌日から計算するの  
に拘わらず、特にこの場合だけ、その日  
から計算するといふような、一週間餘

分には、何と言いましても犯罪を憎むと  
いうことに対する世論の興奮というも  
のがございませぬ。でありますから、一  
審というものは、やはりその興奮とい  
うものを反映してやる。誠に冷静な裁  
判ができるのは控訴審の裁判である。  
私は役人でありませぬから統計のこと  
は存じませぬが、日本の實際の裁判で  
控訴審におかして軽くたつておるとい  
うものは、人から聞いたのは控訴審の  
場合は一番に比べて軽くなつておる。  
これは責任あることじやございませぬ  
が、さうなことでありますと、この  
控訴審を被告のようになつてしま  
うようなことは、これは非常に控訴  
審というものがやりにくいことにな  
るのであります。控訴審によつて事件が  
動くというところは殆んど期待できな  
い、或いはこういう御意見もございま  
した。併し刑の量定が不當である、事  
實の誤認があるという時は、事實審  
理をする途は開いてやる、これは運用  
によつて何とかなる問題である。こ  
ういうような御意見もございませぬ。併  
し二審をこれだけ慎重にされました以  
上は、控訴審において再び慎重なよう  
なことをすることは、現在の裁判の實  
情では、やつて行けんというところが、  
この控訴審をこういふふうにも簡易化し  
たという理由であります。今度なら  
ば、刑の量定が不當である、事實が誤  
認であるというふうな規定を非常に尊  
重して、これを活かして使ひまして、  
運用によつて控訴審というものの事實  
審的作用を發揮しようというようなこ  
とは、實際においてなか／＼望めない

でも、人間の努力というものは限  
りがあるものでありますから、裁判と  
いうのも、實は人間がするのであります  
から、如何に勉強しても、如何に  
努力しましたところが、さういふもの  
を一番限りで、事實審として正し  
たものだと、さういふ大體考へてしま  
うといふことは、人間の少し行過ぎ  
であらう。とにかく事實において再検討  
の餘地を與えたいという所に人間の敬  
なる態度があるだらうと思つて。私  
共は一向この案がどういふふうにして  
できましたか内情も存じませぬし、又  
裁判所の實際のことも存じませぬ  
で、そんなお前の言つておることは、  
裁判所の實情上困るというかも知れ  
ませぬが、實情が困るから人権の擁護に  
遺憾があつてもいいというわけには  
存じませぬので、どういふことにな  
りませぬか、どうか私共の主張も  
汲み取り頂きますと、この控訴審に對  
する制度というものは是非御検討願  
いたい。人間は、やはり批判しつと  
思ひましたら、一旦そこに何かできて  
おらなければ批判できない。眞に批判  
したものがあつて初めて……適正なる  
批判の對象といふものは、一番の判決  
ができて初めて、それに対して批判とい  
うことができるわけです。何もないの  
に幾ら勉強しても、勉強して十全のこ  
とをするとは、一つでき上つたもの  
に對して批判する方が適正なるものが  
できると思つて。さういふ趣旨にお  
きまして、私は誠にこれは少数、何と  
申しますか、みんな私共の大坂、関西  
或いは西日本における諸君の意見を全  
部徹したわけはございませぬけれど  
も、この控訴制度というものは、み

んなが、皆と申上げられませんが、非常に疑いを持つております。どうかこの控訴制度ということは、これは、この案の根本問題である。これに比しましたら、先程から申上げたことは、言わば大した重要ではないわけでありませぬ。控訴制度について御検討賜わりたい。そして坂本氏のおつしやつたように、無論書面審理は付いておる。一番から書面審理は付いて参りますし、控訴でも書面を讀んで審理をする、上告のように、こう／＼これだけの理由がなければできないと、ああいうことじや困る。現在の意味における覆審の控訴制度というものの改正案をお考えを頂きたいと思ひます。

○委員長（伊藤修君） 公述人に對する質疑がござりまする存じますが、時間も大變要しましたことと存じますから、質疑はこれを省略したいと存じます。御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○委員長（伊藤修君） では質疑は省略いたします。公述人の方には公私御多忙のところ、暑い折柄、貴重な御意見を拜聴させて頂きまして、我々審議の上において重要な示唆を受けました。本案に對して皆様の御意見を十分取入れることと存じます。この點に對しましては厚く感謝を申上げる次第であります。ではこれを以つて散會いたします。

午後四時五十二分散會

出席者は左の通り。

- 委員長 伊藤 修君
- 理事 岡部 常君
- 委員 大野 幸一君
- 委員 中村 正雄君

公述人

- 辯護士 青柳 盛雄君
- 東京高等檢察廳檢察官 植松 正君
- 中央大學教授 草野豹一郎君
- 早稻田大學教授 江家 義男君
- 明治大學教授 坂本 英雄君
- 最高裁判所判事 島 保君
- 辯護士 鈴木 勇君
- 日本大學講師 宮城 實君
- 辯護士 毛利 與一君
- 遠山 丙市君
- 水久保彦作君
- 鬼丸 義賢君
- 來馬 孫道君
- 松井 道夫君
- 宮城マヨ君
- 星野 芳樹君
- 小川 友三君